

産業社会と知的財産(小テスト)

大阪工業大学 知的財産学部

教授 大塚 理彦

講義：平成 27 年 4 月 10 日～平成 27 年 7 月 24 日

第一版：平成 26 年 7 月 18 日

第二版：平成 27 年 3 月 23 日

はしがき

知的財産学部 1 年次における「産業社会と知的財産」の講義を念頭において作成した。

平成 26 年 7 月 18 日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第二版はしがき

レジュメ本体と小テストを分離した。

平成 27 年 3 月 23 日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

目次

はしがき	i
第二版はしがき	i
目次	ii
産業社会と知的財産(第 1 回)	1
アンケート	1
産業社会と知的財産(第 2 回)	6
小テスト	6
産業社会と知的財産(第 2 回)	7
小テスト解答	7
産業社会と知的財産(第 3 回)	14
小テスト	14
産業社会と知的財産(第 3 回)	15
小テスト解答	15
産業社会と知的財産(第 4 回)	26
小テスト	26
産業社会と知的財産(第 4 回)	27
小テスト解答	27
産業社会と知的財産(第 5 回)	37
小テスト	37
産業社会と知的財産(第 5 回)	38
小テスト解答	38
産業社会と知的財産(第 6 回)	46
小テスト	46
産業社会と知的財産(第 6 回)	47
小テスト解答	47
産業社会と知的財産(第 7 回)	57
小テスト	57
産業社会と知的財産(第 7 回)	58
小テスト解答	58
産業社会と知的財産(第 8 回)	71
小テスト	71
産業社会と知的財産(第 8 回)	72
小テスト解答	72
産業社会と知的財産(第 9 回)	83
小テスト	83
産業社会と知的財産(第 9 回)	84
小テスト解答	84
産業社会と知的財産(第 10 回)	エラー! ブックマークが定義されていません。
小テスト	エラー! ブックマークが定義されていません。
産業社会と知的財産(第 10 回)	エラー! ブックマークが定義されていません。

小テスト解答	エラー! ブックマークが定義されていません。	
産業社会と知的財産(第 11 回)	エラー! ブックマークが定義されていません。	
感想	エラー! ブックマークが定義されていません。	
産業社会と知的財産(第 12 回)	エラー! ブックマークが定義されていません。	
感想	エラー! ブックマークが定義されていません。	
産業社会と知的財産(第 13 回)	エラー! ブックマークが定義されていません。	
感想	エラー! ブックマークが定義されていません。	
産業社会と知的財産(第 14 回)		93
小テスト		93
産業社会と知的財産(第 14 回)		94
小テスト解答		94
産業社会と知的財産(第 15 回)		100
アンケート		100

平成 27 年 4 月 10 日

産業社会と知的財産(第 1 回)

アンケート

学生番号 : _____

氏 名 : _____

Q1 知的財産学部を志望した動機を教えてください。

Q2 知的財産学部で特に学びたい分野はありますか。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第 1 回)

アンケート

○：授業について

△：知的財産について

□：勉強について

♥：趣味について

○特別講義について

弁理士や知的財産管理技能士に興味のある人が多かったので、特別講義の 3 人目の講師は特許事務所の弁理士の先生にお願いすることにします。それから、4 人目の講師はパナソニック関係の人をお願いしようと思います。私もパナソニック出身ではありますが。

そうすると、特別講義が 4 回になりますので、当初第 5 回に予定していた授業を中止し、第 6 回から第 10 回までの授業を第 5 回から第 9 回へ繰り上げ、第 10 回を特別講義とします。注意してください。

表 1 計画(修正版)

回	テーマ
第 1 回	知的財産とは何か
第 2 回	発明と特許
第 3 回	商標の役割
第 4 回	著作権を考える
第 5 回	経済・技術と知的財産 → 世界・英国の特許制度
第 6 回	世界・英国の特許制度 → 米国の特許制度
第 7 回	米国の特許制度 → 日本における特許制度の歴史
第 8 回	日本における特許制度の歴史 → 現代日本の経済発展と特許
第 9 回	現代日本の経済発展と特許 → 技術開発から特許出願まで
第 10 回	技術開発から特許出願まで → 特別講義(追加) パナソニック・内藤先生
第 11 回	特別講義(1) ミライエ国際特許事務所・植田先生
第 12 回	特別講義(2) トヨタテクニカルディベロップメント・佐々木先生
第 13 回	特別講義(3) 塩野義製薬・松本先生
第 14 回	知的財産の国際的動き
第 15 回	知的財産法の体系と学部で学ぶべきポイント

△プログラムについて

これまでにないすごい機能を実現するプログラムは特許を取ることができます。プログラムの個性が表れていれば著作権法によっても保護されます。

♥クルマについて

趣味は人それぞれ思い入れやこだわりが違うので、あくまで私の思いとして。

大学時代、自動車部でした。自動車部の部車なんていうのは、ほとんどぼろぼろの大衆車です。これをなだめすかして試合に出ます。そんな感じでクルマとの付き合いをスタートしたので、「高級スポーツカーが速いのは当たり前。安くても、馬力なくても面白いクルマはたくさんあるはず。」というのが私の信条です。

今まで乗ったクルマの中で一番面白かったのは、カローラと並ぶ日本の大衆車であったサニーの NISMO バージョンです。今現在乗っているのは、セレナです。ワンボックスは何かと便利ですから。日産ファンですが、今もう一台クルマを買えるならススポ 6MT ほしいです。

♥バイクについて

スズキのカタナというバイクに長いこと乗っていました。1100cc 空冷四発です。写真のせときます。20年位前の私と長男とカタナです。今は乗っていませんが、リターンしたいと思っています。体力も落ちてきたので、とことこ走る SR がほしいです。



○学生証忘れについて

毎回提出してもらおうアンケート・小テスト・感想文の自由記述欄に「学生証を忘れました。」と書いておいてください。出欠管理システムの「欠席」を「出席」に直しておきます。

□知的財産管理技能検定について

知的財産管理技能検定のホームページ (<http://www.kentei-info-ip-edu.org/>) の右上「学習情報」タブをクリックすると下の方に過去問が載っています。これを見てみて自信があればいつ受験していただいても構いません。

今から勉強するぞということであれば、前期の「産業社会と知的財産」後期の「知的財産法入門」をしっかり履修するとともにテキストや問題集で勉強して来年3月の受験を目指してください。試験は毎年3月・7月・11月に実施されます。2年生の早い時期に3級を取得し、2年生又は3年生の早い時期に2級を取得できれば理想的。

○体調不良について

もちろん退室してもらって構いません。また、深刻な状況の場合はすぐに校医を呼びます。

♥レースについて

昔は鈴鹿サーキットによく行きました。8耐なんて毎年。最近は無沙汰ですね。基本GTやS耐等の箱が好きですが、F1は録画して見えています。

△農業について

知的財産法の中の重要な六つの法律には含まれませんが、知的財産法のその他の法律として種苗法(しゅびょうほう)というのがあります。植物の新品種を保護する法律です。

○板書について

黒板に書いた内容をそのまま写せばきれいなノートができあがるみたいな黒板の使い方はしません(ようしません)。黒板はテキストの説明の補助とさせていただきます。

△ビデオのバーコードによる録画予約について

詳しく調べたわけではないので、一般論として。

テレビガイド等に印刷されているバーコードを読み取ることによって録画予約できるビデオがありましたね。バーコードの技術はさらにそれ以前からありましたから、既にある技術をビデオに応用したというだけでは特許は取れません。バーコードの技術をビデオに応用するにあたってものすごく難しい問題があって、それを乗り越えて実現したということであれば、乗り越えるところに新しい技術があるはずで、その部分は特許を取ることができます。

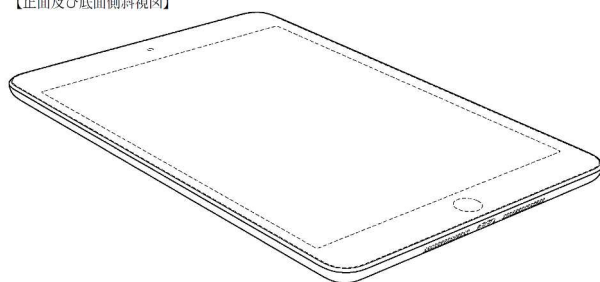
△ノートパソコンのトラックボールについて

パナソニックのノートパソコンでトラックボールを搭載したのがありましたね。これについても上に書いたビデオのバーコードによる録画予約と同じです。トラックボールは本体を動かさなくてもよいマウスとしてそれ以前からありました。なので、トラックボールをノートパソコンに搭載するにあたってものすごく難しい問題があって、それを乗り越えて実現したということであれば、乗り越えるところに新しい技術があるはずで、その部分の特許を取ることができます。

△タブレットの意匠について

それってただの板じゃないかという感じですが、たくさん登録されています。例えば意匠登録第 1487175 号 (アップル インコーポレイテッド)。

【正面及び底面側斜視図】



△知的財産に関する仕事で大変だったことについて

自分では研究開発をせずにどっかから特許を買ってきて (特許は売買できます。) パナソニックの商品が特許侵害だとなんくせをつけてくる外国人のお相手ですね。大変というより腹立つ。テキスト 10 ページで紹介した『パテントトロール』という本はフィクションですが、大体そんな感じですね。

△DVD のコピーについて

コピープロテクトを外してコピーすると著作権侵害になりますよ。

平成 27 年 4 月 17 日

産業社会と知的財産(第 2 回)

小テスト

学生番号： _____

氏 名： _____

Q1 特許法とはどのような法律ですか。

Q2 意匠法とはどのような法律ですか。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第2回)

小テスト解答

Q1 特許法とはどのような法律ですか。

技術を保護する法律

発明：①自然法則を利用した ②技術的思想の ③創作のうち ④高度のもの

審査：①産業利用可能性 ②新規性 ③進歩性

Q2 意匠法とはどのような法律ですか。

デザインを保護する法律

意匠：①物品に係るものであること ②形態を有するものであること
③視覚を通じて美感を起こさせるものであること

審査：①工業利用可能性 ②新規性 ③創作非容易性

- ：授業について
- △：知的財産について
- ：勉強について
- ♥：趣味について

♥普免のあと、原付か中免か

まず、クルマにしるバイクにしる原付にしる自転車にしる、公道で運転するということは社会的な責任を伴う行為であるということをよく理解してくださいね。そのうえで、原付か中免かと聞かれたら、それはバイクのある生活としてどのようなものを思い描くかによると思います。一般論として、原付でもバイクを楽しむことは十分できるとは思いますが、行動半径は中免よりも狭くならざるをえないですよ。

□難しいと思ったら

遠慮なく質問してください。授業中が恥ずかしければ授業の前後でもいいです。私の部屋（1号館9階に住んでいます。）に来ていただいても構いません。自由記述欄に書いてもらっても構いません。メール（michihiko.otsuka@oit.ac.jp）でも構いません。

それから、授業のテキストでも少し引用している下記の本を紹介します。大きな本屋さんでないと売っていないかもしれませんが。

工業所有権情報・研修館『産業財産権標準テキスト 総合編 第4版』
（発明推進協会、2012年）税込720円



○授業の時間配分について

知的財産に関することはもちろんですが、それ以外にも皆さんに伝えたい、聞いてほしい、一緒に考えてほしいことは山のようにあります。今からこの授業を週2回にするわけにはいきませんが、列ごとにテキストを配るということはもうありませんので少し余裕ができるかもしれません。一方で、時間配分は気にしなくても大丈夫という優しいご意見もありました。ありがとう。

余談をやめればいいのかもかもしれませんが、余談から授業の内容を思い出すこともあるかもしれませんし、授業の内容は思い出せないけど余談は覚えているみたいなことがあってもいいように思います。人と人が同じ時間と空間を共有するのですから。

それで、余談ですが「無料で学べる大学講座」(<http://gacco.org/>) というのを知っていますか。オンラインで講義動画が視聴できるというものです。本学は6月30日から「知的財産とビジネス」という講座を提供します。講座概要は今でも見ることができますし、受講登録も始まっています。その中で、私は意匠法と商標法の説明を担当しています。動画の撮影は2月に行いました。動画の中で、私は緊張しながら原稿を読んでいます。もちろん余談は一切ありません。これって面白いかなあ。かなり心配しています。



△職務発明の対価について

職務発明をした社員は、給料とは別にお金をもらえます。また、会社は社員がどれだけ会社に貢献したかに基づいて給料を決めますので、職務発明をした社員は給料も上がる場合が多いです。これを二重取りではないかと考えるのは、それはその通りかもしれない。現在の制度に疑問をもつことはとてもいいことです。

さらに問題なのは、発明をただで会社が儲かるわけではないということだと思います。会社には、発明の特許を取る人がいます。発明を実際の商品に使えるように商品の具体的な設計をする人がいます。工場で安定した生産ができるようにする人がいます。実際に工場で生産をする人がいます。そして、宣伝広告をする人、営業活動をする人がいます。その他にも、会社を支えるスタッフがいます。仕事は一人でするものではないのです。このような人達の貢献をどう考えればよいのでしょうか。いろいろな議論が積み重なって、いよいよ法律が変わろうとしています。

□テキストに書き込むかノートを作るか

板書が上手な先生の授業であればノートを作るのがいいのですが、申し訳ないですが、私は板書が上手とはいえません。期末試験はテキストのみ持込可としますので、テキストに書き込むのが効率的かと思います。

ですが、もし余裕があれば、自宅で復習のためにテキストのポイントと授業の時にテキストに書き込んだ内容を整理してノートを作れば、これはものすごく勉強になると思います。余裕があればですが。

♥バイクに乗ることについて

最初の方にも書いたように、公道で運転するということは社会的な責任を伴う行為であるということをよく考えてください。そこが、普通の趣味とは少し違います。

△技術と発明

この授業は、知的財産と知的財産法について大まかに理解し興味をもってもらおうということを目的としています。そのため、テキストや私の話の中で法律的な厳密性を欠く部分はいろいろあると思います。授業の目的が上に書いた通りですので、ご了承をいただきたいと思います。

そこで、特許法について、テキスト本文には「技術を保護する法律」と書いている一方、例えばテキスト 26 ページの表 6 には保護客体として「発明」と書いていますがなんで違うのかという話です。表 6 は法律の規定に忠実に作ったもので、これをわかりやすく表現すると「技術を保護する法律」ということになるかと思いました。発明とは「技術的思想」なので。

△反復実施可能性について

「100%でなくとも、確かにできるというもの」ではないかという指摘をいただきました。よく勉強されています。その通りです。生物関係の特許の多くはそうですね。一方、電気・機械・化学等の関係では、ほぼ 100%の反復実施可能性があるといえるでしょう。

最判平成 12 年 2 月 29 日民集 54 卷 2 号 709 頁〔黄桃の育種増殖法事件〕

『『自然法則を利用した』発明であるためには、当業者がそれを反復実施することにより同一結果を得られること、すなわち、反復可能性のあることが必要である。』

「科学的にその植物を再現することが当業者において可能であれば足り、その確率が高いことを要しないものと解するのが相当である。」

「確率が低くても新品種の育成が可能であれば、当該発明の目的とする技術効果を挙げることができるからである。」

いいわけをすると、それならフォークボールの投げ方だって発明ということでもいいじゃんかという話になりそうだったので、生物関係の発明はとりあえずおいといて 100%という説明をしたように思います。

本来、フォークボールの投げ方については、それは「技能」であって「技術」ではないという説明をすべきでしたが、できるだけわかりやすくお話するために「技能」というあまり聞きなれない言葉は使わないようにしました。

「技能」というのは、いってみれば「匠の技」のようなものです。それは誰がやってもできるとか同じ結果になるとかいうものではないです。どれだけがんばってもフォークボールが投げられない人もいます。また、投げられたとしても、切れ味や変化の仕方は人それぞれ違ったりします。そういうものは発明とはいえないのです。これに対して発明は、誰がやってもいつか必ずできるし同じ結果が得られるというものです。

△絵を描くということ

自由記述欄にラッコの絵を描いてくれてありがとう。癒されました。少し前に氷を貝と間違えたラッコの動画が盛り上がりましたね。ラッコは貝を割るためにそれぞれマイ・ストーンをもっているらしいです。

絵を描くためには対象をしっかりと観察しないといけませんね。この観察という行為がとても大切なのです。観察からは、ここはどうなっているのだろうかというような疑問とか、もっとこうした方がいいのにとか、おっとこれはあれに应用できるのではというような気付きが得られる場合があります。

ところで、特別講義に置き換えることにしたこの授業の第5回で私が一番伝えなかったのは「イノベーションは理系だけの特権じゃないよ。」ということです。イノベーションはいろいろと定義がされますが、私は何はともあれ「社会をよくすること」だと思っています。

発明して特許を取って儲けて・・・というのがテキスト 82 ページ図 61 の技術駆動型イノベーションです。これに対して、事業駆動型イノベーションというのもあります。こちらは、どのような物や仕組みがあれば社会がよくなるかを考えるところから始めて、その物や仕組みを実現するために必要な要素（技術とは限りません。）は何かを考え、それらを組み合わせることによってその物や仕組みを実現しようという考え方です。その要素の一部が自分の会社にはない場合には、それをもっている大学や他の会社と協力します。これをオープン・イノベーションといいます。

理系は興味のあるテーマに没頭して研究をがんばります。それはそれで素晴らしいことです。一方、どのような物や仕組みがあれば社会がよくなるかを考えることは文系の得意分野ではないでしょうか。スタートラインは観察です。

△知的財産権と所有権

物は私が使っていれば他の人は使えませんし、他の人が使っていれば私は使えないという排他性を最初からもっています。所有権はさらに、この物は私の物だから勝手に使わないでねという独占性を与えてくれます。

これに対して、知的財産は財産的価値のある情報です。従って、いったん他の人に知られてしまえば、それでも私は相変わらず使えるけれども他の人も同時に使えるという状況になります。すなわち、排他性がないのです。また独占性もありません。

そこで、物についての所有権を参考に、情報に独占排他性を与えるのが知的財産権であるということが出来ます。

△職務発明は誰のもの

会社の勤務規則等に「会社で発明をしたら、その特許権は会社がもらいます。」と決められている場合には、特許権は会社のものになります。

♥ワイルド・スピード

趣味の一つとして映画をあげておきながら、最近劇場にはあんまり行ってないですね。土曜日は大学院の授業があり、日曜日は翌週の授業の準備を始めています。パナソニックに勤めていたときの方が趣味のことをもっといろいろやっていたかも。

♥おいしいお店

おいしいかどうかわかりませんが、この辺で行ったことがあるのは千林商店街の「らーめん大将」、千林大宮駅近くの「串かつ・あるる」「鮭一徹」くらいかな。

□弁理士のお仕事

一言でいってしまえば、依頼者の代わりに特許庁に対する手続や審査官とのやり取りをするお仕事ということになります。特許庁に提出する書類は記載方法が細かく決められていますし、審査官は法律用語を駆使して「特許権あげへんもーん」「意匠権あげへんもーん」「商標権あげへんもーん」と言ってきます。素人では対応が難しいので弁理士の出番になります。

第 11 回の特別講義では、弁理士の先生にお話をさせていただきます。いろいろ質問してみてください。

△特許と年齢

関係ないです。ただし、未成年の場合は保護者が手続をする必要があります。だいたいぶん前に、小学 6 年生が特許を取ったという話がありました。

△発明の新規性について

特許庁に出願する前に自分で発明を公にしてしまった場合であっても 6 ヶ月以内に出願すれば特許を取ることができます。その場合には、いついつ公にしてしまいましたということを証明する書類を出願から 30 日以内に特許庁に提出する必要があります。意匠にも同様の制度があります。

△意匠法におけるプレハブ住宅

プレハブ住宅は、ブロックごとに工場生産され現地で組み立てられる商品なので意匠法における物品に含まれます。これに対して、現地で一から建築する建築物は意匠法における物品には含まれないのです。なんだか違和感がありますね。これは積水化学工業の意匠登録第 1074570 号で物品は組立家屋です。立派なおうちですね。



△色彩や音の商標

4月1日から日本でも色彩や音の商標が登録できるようになりました。詳しくは第3回でお話します。欧米等ではかなり以前からこれらの商標の登録が認められていましたが、日本では今年からです。

なぜ日本は遅れたかということですが、必要性があまり感じられなかったのではないのでしょうか。今回、色彩や音の商標が日本でも登録できるようになりましたが、その理由は「外国では登録できるから」という消極的なものであって、積極的な理由はよくわからないというのが現状のように思います。

□知的財産管理技能検定の難易度について

私は仕事をしながら独学で取得しました。まあ、仕事と試験勉強の内容が直結しているのではないということもありますが、仕事とは直接関係ない内容も試験には必要でした。

弁理士の最終合格率は7%くらいではないかと思います。これに対して知的財産管理技能検定の直近の合格率は下記の通りです。知的財産管理技能検定には、「学科」と「実技」の二つの試験があります。両方合格しないと級がもらえません。「実技」といってもマークシート方式ですよ。

2級「学科」：37%	2級「実技」：45%
3級「学科」：60%	3級「実技」：48%

△永久機関について

特許法は永久機関の研究や夢を否定するわけではありません。ですが、現実問題として、動作しない装置に特許権をあげても意味がありませんよね。

平成 27 年 4 月 24 日

産業社会と知的財産(第 3 回)

小テスト

学生番号 : _____

氏 名 : _____

Q1 商標法とはどのような法律ですか。

Q2 不正競争防止法とはどのような法律ですか。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第3回)

小テスト解答

Q1 商標法とはどのような法律ですか。

ブランドを保護する法律

商標：①文字 ②図形 ③記号 ④立体的形状 ⑤結合
⑥色彩 ⑦音 ⑧動き ⑨ホログラム ⑩位置

審査：指定商品、指定役務

- ①自他商品役務識別力
- ②公益的私益的不登録事由

Q2 不正競争防止法とはどのような法律ですか。

不正競争を防止する法律

不正競争：①周知表示混同惹起 ⑥ドメイン名不正取得
②著名表示不正使用 ⑦原産地等誤認惹起
③商品形態模倣 ⑧虚偽事実告知流布
④営業秘密不正取得等 ⑨代理人等商標不正使用
⑤技術的制限手段無効化

- ：授業について
- △：知的財産について
- ：勉強について
- ♥：趣味について

△特許と商標ではどちらが楽に独占排他権を得られるか

ざっくりですが、特許については年々取りやすくなって、今では申請したうちの 6 割から 7 割近くが独占排他権を得ることができます。一方、商標については申請したうちの 9 割くらいが独占排他権を得ることができます。

△不正競争防止法と IT パスポート試験

「IT パスポート試験シラバス」¹によりますと、

◆ストラテジ系◆ 大分類 1：企業と法務 中分類 2：法務 4. 知的財産権

の中に「(3)不正競争防止法」という項目があり「著作権法，産業財産権関連法規では守られない，営業秘密などを保護する法律があることを理解する。」と記載されています。

ですので、企業が秘密として管理している情報（これを「営業秘密」といいます。）を盗み出す行為、例えば、この授業のテキスト 61 ページに記載の POSCO 事件やテキストには記載していませんが最近のベネッセ個人情報流出事件等に関連して、営業秘密を保護する法律である不正競争防止法の理解が求められているのではないのでしょうか。

なお、営業秘密を盗み出す方法は、インターネット経由で会社のコンピュータに不正に侵入して盗み出す、いわゆるクラッキングに限られるわけではなく、データを USB メモリにコピーしたり紙に印刷したりして持ち出すことも当然に含まれます。

○時間配分について

時間配分について改善すべきとのご意見もありますが、何はともあれ予定していた内容は時間内に一通りお話しすることができていますので、こんな感じで進めさせてください。あとは小テスト解答と同時に配布するコメント（これのこと）でフォローします。

なお、テキストを読めば理解してもらえそうな内容については各自で読んでいただくこととし、私の方からはポイントを中心に説明するようにします。

¹ 独立行政法人情報処理推進機構のホームページより。
http://www.jitec.ipa.go.jp/1_13download/syllabus_ip_ver2_0.pdf

○わからない言葉を講義中に携帯電話で調べること

今すぐすっきりしたいという気持ちはよくわかりますが、肯定することはできません。携帯電話で調べている間にも私の話はどんどん進みます。そうすると、ますますわからなくなります。

授業中に質問するのが恥ずかしければ、テキストにわからない言葉をメモしておいて、授業の終了後に自分で調べるか、私のところに来て質問するか、私宛に質問のメールを送るか (michihiko.otsuka@oit.ac.jp) あるいは小テストの自由記述欄に質問を書いておいてください。

△GEORGIA 事件について

商標は、その商標をどんな商品あるいはどんなサービスに使うかということとセットで特許庁に申請します。

そこで、ザ・コカ・コーラ・カンパニーは「コーヒー」「コーヒー飲料」という商品に「GEORGIA」という商標を使いますということで特許庁に申請しました。ところが特許庁は商標権をくれませんでした。しかたがないので、裁判所に訴えました。しかし、裁判所も商標権をあげるわけにはいかないという判決を出しました。

その理由は「コーヒー」「コーヒー飲料」という商品に「GEORGIA」という商標を使うと、消費者はその商品がアメリカのジョージア州で生産されたのではないかと誤解してしまうからです。このように、その商品の産地ではないかと誤解されそうな商標は原則として商標権がもらえません。

ですが、この事件には後日談があります。ザ・コカ・コーラ・カンパニーはそれでもくじけずがんばって「うちの会社は『GEORGIA』という商標を缶コーヒーにずっと使い続けてきたので、『GEORGIA』といえはうちの会社の缶コーヒーのことだと誰もが知っているし、アメリカのジョージア州で生産されているなんて思っている人は誰もいない。」と主張しました。特許庁はその主張を認めて「GEORGIA」という商標に商標権(商標登録第 2055752 号)をあげることにしました。テキスト 54 ページの真ん中あたりの説明を参照してください。

商標出願 公 告	昭62-91561	第3条2項適用
公 告	昭62(1987)12月2日	
商 願	昭59-104130	
出 願	昭59(1984)9月28日	
出願人	ザ・コカ・コーラ・カンパニー アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ 市ノースウエスト、ノース・アベニュー 310番	
代理人	弁理士 湯浅 恭三 外1名	
審査官	小川 宗一	
指定商品	29 コーヒー、ココア	

GEORGIA

ザ・コカ・コーラ・カンパニーの本社はアメリカのジョージア州にあります。それががんばったのかもしれませんがね。ところで、前のページの図の右上に赤枠を付けたところには「第3条2項適用」と書かれています。これは「本当はだめなのだけど、使い続けることでどこの会社の商品かが明確になったので例外として商標権をあげました。」ということを示しています。

△新しいタイプの商標について

日本での導入が遅れたのは、必要性があまり感じられなかったからではないでしょうか。日本人は、がちがちに権利を主張するというよりも、まあそこは一つ穏便にいきましょうよ、みたいなのところがありますよね。

4月から新しいタイプの商標の特許庁への申請ができるようになりましたが、その理由は「外国では既にやっているから」という消極的なものです。また、たくさんの会社が新しいタイプの商標の申請を行っていますが、その理由も「他の会社に先に取りられたら困るから」とか「申請をすると新聞やニュースに採り上げられるから」というようなものが多いです。

このような状況ですから、日本の会社が新しいタイプの商標をうまく使えるかどうかは確かに疑問ですね。

♥ラーメン

千林大宮駅近くの「そらの星」というラーメン屋さんが美味しいそうです。機会があれば行ってみます。

ところで、うちの近所（大阪府松原市）には「綿麺」（わためん）というラーメン屋さんがあります。大将は見た目ちょっと怖いけど、奥さんは優しいです。ここのつけ麺は絶品です。お近くの方がおられたら、一度味わってみてください。

△商標の申請のタイミング

商標を使い始める前であっても使い始めた後であっても構いません。特許や意匠とは違って、新規性（今まで世の中になかった新しいものであること）はまったく必要ありませんので、商標を使い始めて有名になってきたから商標の申請をするということでも構いません。

また、自分の会社の商品が有名になって類似品が出てきた後に商標の申請をするということもできます。商標の申請をしてから特許庁が審査をして商標権がもらえるまでには少し時間がかかります。ですが、商標権がもらえるまでは類似品の生産や販売をやめさせることはできません。そこで、商標権がもらえるまでは、不正競争防止法をうまく使って類似品の生産や販売をやめさせることになります。

なお、自分の会社は商標の申請をしていないけれども先にその商標を使い始め、あとから他の会社が同じ商標の特許庁に申請して商標権をもらってしまった（商標権をもらうことを「商標権の登録」といいます。）場合はどうなるのでしょうか。そのような場合は、他の会社が同じ商標の特許庁に申請したときに自分の会社の商標が自分の会社を示すものとして既にある程度有名になっている場合に限って、他の会社によるそ

の商標の登録を無効にすること（なかったものにする）ができます。他の会社が同じ商標を特許庁に申請したときに自分の会社の商標がある程度有名になっていなければ、他の会社によるその商標の登録を無効にすることはできないという点に注意してください。

これらのことを考えると、やはりできるだけ早めに商標の申請をしておくべきだということになります。

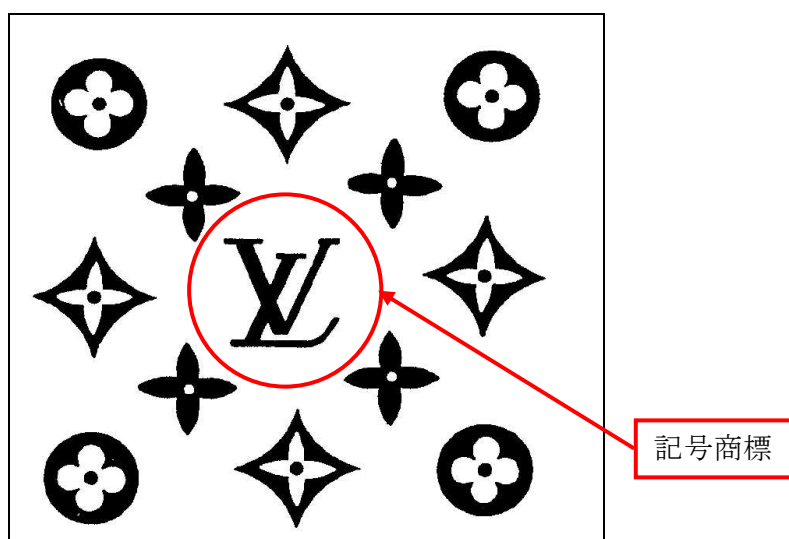
△動画からの音声のキャプチャーについて

動画から音声のみをキャプチャーする行為ですが、その音声が著作物であるときは原則として著作権の侵害になります。ミュージック・ビデオから音声のみをキャプチャーするような行為ですね。

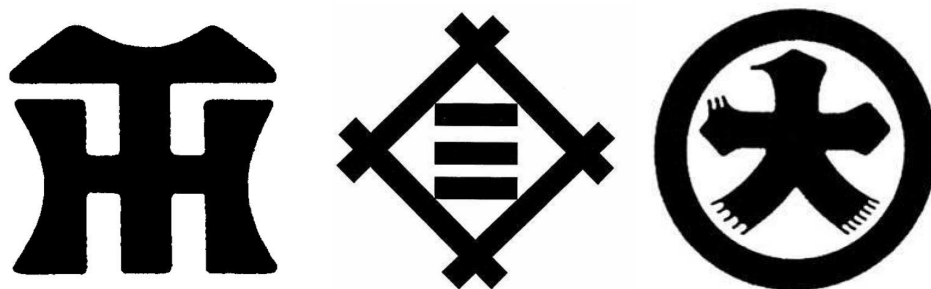
ですが、キャプチャーした音声を個人的に楽しむだけであれば、著作権の侵害にはなりません。その音声を自作の動画に使用しても、個人的に楽しむだけなら問題ありません。しかし、これをネットにあげたりすると著作権の侵害になりますので注意してください。

△テキスト 54 ページ右上のルイ・ヴィトンの商標について

例が悪くて申し訳ありません。真ん中の「LV」マークが記号商標です。その周りはずべて図形商標です。従って、下の商標（商標登録第 1446773 号）は記号商標と図形商標とが結合した結合商標であると理解してください。



そこで、純粋な記号商標の例をいくつかあげておきます。文字がアレンジされているようなものを記号商標といいます。次のページの左は株式会社阪神タイガースの商標登録第 3130439 号、真ん中は三井物産株式会社の商標登録第 5165045 号、右は株式会社大丸松坂屋百貨店の商標登録第 5370993 号です。



△「王将」について

中華料理の王将チェーンには「餃子の王将」（京都王将）と、京都王将からのれん分けした「大阪王将」（大阪王将）があります。もともと京都と大阪ですみ分けていたが、とうとう裁判になってしまいました。

ですが、この裁判は判決まで至ることなく和解で終わりました。もともと京都王将の経営者の親族であった人が京都王将からのれんを分けてもらって始めたのが「大阪王将」です。そのような経緯がありましたので、裁判官は「もうあんまりいがみ合わずに適当なところで手を打ったらどうですか。」ともちかけ、これに対して京都王将と大阪王将が「わかりました。」ということになったようです。

ちなみに、当事者がまったく歩み寄ろうとせずにそれぞれの主張を最後まで押し通した場合、裁判官がそれぞれの主張を吟味して最終的な判断を示します。これが裁判の判決です。一方、当事者が条件を出し合い、それで手を打ちましようとなった場合を和解といいます。和解の場合、判決は出されません。

まあそれはそれで円満でよいのかもしれませんが、和解というのは問題がある場合もあります。それは、当事者間で「まあこんなところで手を打ちましよう。」とやるわけですが、お客さんのことをよく考えていない場合もあるからです。

王将チェーンの場合、店名を京都王将は「餃子の王将」、大阪王将は「大阪王将」というようにきちんと区別しようとしたわけですが、お客さんにとっては「やっぱりわかりにくいなあ。」ということがあるようです。

♥おすすめのバイクについて

これまた人それぞれ好みもあると思いますが、初心者におすすめするとすれば各社の 250cc エントリークラスのバイクでしょうか。Kawasaki なら Ninja250、YAMAHA なら YZF-R25、HONDA なら CBR250R か VTR、SUZUKI なら GSR250 あたりかな。

△大量に商標権を取っているのはどのような場合か

まねされたら嫌なので、実際に使う商標と似たような商標を大量に申請する場合があります。例えば、任天堂は「Wii」の他に「Vii」「Mii」「Cii」「Fii」等 17 種類もの似たような商標権を取っています。

それ以外にも、あとで他の会社に売りつけるために、他の会社がほしがりそうな商標を大量に申請しておくような人がいます。そういう人達を「商標ブローカー」と呼んだりします。

△大手外食チェーンに先んじて個人飲食店が商標権を取ってしまった場合

個人飲食店が商標の申請をしたときに、その商標が大手外食チェーンを示すものとして既にある程度有名になっている場合に限って、個人飲食店によるその商標の登録を無効にすること（なかったものにする）ができます。

△お名前.com でドメイン名を取った場合

どのような登録事業者を経由してドメイン名を取った場合であっても、そのドメイン名が他の会社の名前や商品名等を含んでいたりすると不正競争防止法に引っかかる可能性があります。

例えば、「century21」を含むドメイン名を取った人が株式会社センチュリー21・ジャパンに訴えられた裁判があります。他にも同じ様な裁判として「dentsu」「suzuken」「tabitama」「maxell」「jaccs」「game-boy」等があります。

○自分で調べたことをテキストに書き込むこと

すごくいいことです。どんどん書き込んでください。このテキストは、去年よりも改善したつもりですが、まだまだ説明が足りません。ですので、私が授業でお話したこと以外のこともどんどん書き込んで、このテキストをとことん活用してください。

期末試験はテキストの持込可ですが、テキストの中に私が授業でお話したこと以外のことが書き込んであるからカンニング扱いにするなんて、そんなあほなことは絶対にありません。どんどん勉強し、どんどん書き込んでください。

△なぜ特許権は商標権のように更新できないか

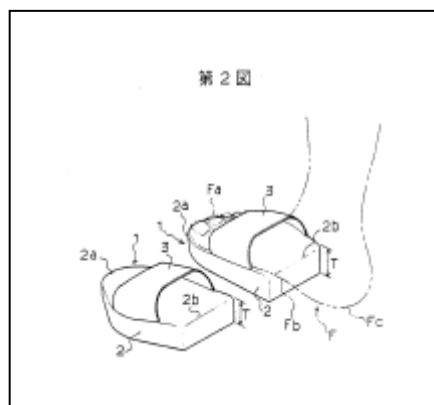
一言でいうと、技術は累積的に進歩していくものだからです。例えば、自動車エンジンのバルブシステムは OHV から SOHC、DOHC と進歩してきました。

このように技術を累積的に進歩させていくためには、基本となる技術を利用せざるをえない場合があります。ところが、基本となる技術の特許権を誰かがもっていて、いつまでたってもそれを使わせてくれないということになると、せっかく改良技術の発明をしても、それを使った製品を生産したり販売したりすることができません。基本となる技術の特許権を侵害してしまうことになるからです。

それでは技術の進歩が却って遅れてしまうので、特許権は長くても 20 年までという制限を付けています。

△技術について商標権を取ることはできるか

着眼点はすごくいいです。例えば第 2 回の授業で紹介した初恋ダイエットスリッパですが、特許権だと長くても 20 年で終わりです。そのあとは誰でも初恋ダイエットスリッパを生産したり販売したりすることができるようになります。これに対して、初恋ダイエットスリッパの形を「立体商標」として商標権を取っておけば 10 年ごとに更新することによって半永久的に独占することができます。



自撮り棒についても特許権があったけど今は終わっていると授業のあとで質問に来てくれた人に教えてもらいました。なので、今は誰でも自撮り棒を生産したり販売したりすることができます。自撮り棒についても、その形を「立体商標」として商標権を取っておけば何年たっても自撮り棒の生産や販売を独占できるので今頃大もうけだったかもしれません。

同じようなことは、新しいタイプの商標の中でも「動きの商標」や「位置の商標」にみられます。例えば、テキスト 49 ページ図 44 の右「ランボルギーニのスポーツカーのドアの開き方」、テキスト 50 ページ図 46 の右「レノボのパソコンのキーボードの真ん中の赤いポッチ」があります。

ですが、技術は累積的に進歩していくものなのに、技術について「立体商標」「動きの商標」「位置の商標」として半永久的な独占排他権をあげてしまっているのでしょうか。商標法は「立体商標」の場合その形、「動きの商標」の場合その動き、「位置の商標」の場合その位置と特徴をみただけでどこの会社の商品かが一目でわかるくらい有名になっていないと商標権はあげないよという歯止めを設けています。

△最初から識別力があるとはどういうことか

商標法は識別力のないものの例をあげて、これ以外なら識別力があるよというような決め方になっています。

では、最初から識別力があるとはどういうことでしょうか。まず造語、つまり自分で考え出した言葉です。SONY、Panasonic や花王等は造語です。造語はどんな商品やサービスに使用しても文句なく識別力があります。

次に普通名称です。普通名称は識別力がないとされます。例えば、お菓子メーカーが自分の会社のキャンディに「キャンディ」という商標を使っても、それでは識別力はありません。だって、袋に「キャンディ」と書いてあっても中身がキャンディなのか作っている会社がキャンディなのかよくわかりません。もっと困ったことは、他のお菓子メーカーが自分の会社のキャンディにキャンディと書けないことです。書いたら商標権の侵害になってしまいますからね。

ですが、文房具メーカーが自分の会社のシャーペンに「キャンディ」という商標を使うと、これは最初から識別力があるといえます。だって、三菱・ぺんてる・ゼブラ・パイロット・セーラー・トンボ・コクヨとは違うキャンディ印のシャーペンだから。

△ヤクルト容器の立体商標について

ヤクルトは乳酸菌飲料という商品について下の図の立体商標を使うということで商標権をもらっています。なので、乳酸菌飲料または乳酸菌飲料と似たような飲み物の容器にこの形を使うとヤクルトの商標権の侵害になります。



「乳酸菌飲料と似たような飲み物」ってどこまでが含まれるんだろうという判断は難しいのですが、乳酸菌飲料ではないけれどスーパーとかで乳酸菌飲料と同じ棚に並んで置かれている飲み物は含まれるというのが目安とされます。

○知的財産管理技能検定のおすすめテキスト・勉強方法

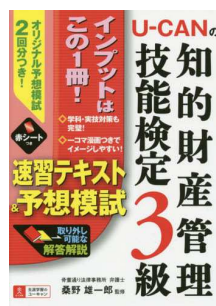
私はその当時の公式テキストで勉強しました。下の本は今売っている公式テキストです。その頃は、他にテキストとかほとんど売ってなかったのです。



知的財産教育協会編『知的財産管理技能検定 3級 公式テキスト』
(アップロード、2013年)
税込み 3240円

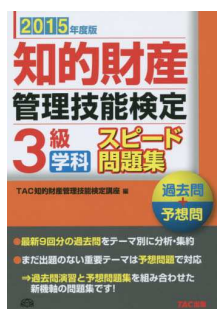
ですが、公式テキストは高いしいまいちなので、私のゼミの学生には下の本をすすめています。同じシリーズで2級もあります。

(テキスト)

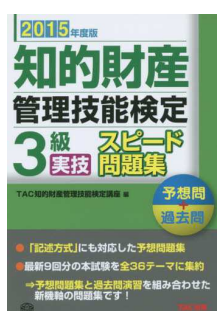


桑野雄一郎監修=ユーキャン知的財産管理技能検定研究会編
『U-CANの知的財産管理技能検定3級速習テキスト&予想模試』
(ユーキャン学び出版・2014年)
税込み 2376円

(問題集)



TAC 株式会社 (知的財産管理技能検定講座) 編
『知的財産管理技能検定 3 級学科スピード問題集』
税込み 1512 円



TAC 株式会社 (知的財産管理技能検定講座) 編
『知的財産管理技能検定 3 級実技スピード問題集』
税込み 1512 円

でも、注意！今買ってはいけませんよ。上の本はいずれも毎年 8 月から 9 月に翌年度版が出ます。今売っている 2015 年度版は商標法の改正 (新しいタイプの商標) 等について書いていません。もう少し待って、夏に 2016 年度版が出たらそれを買うようにしてください。

それから勉強方法です。これが勉強方法といえるかどうかわかりませんが、一箇所にとどまらないということを心がけてみてはいかがでしょうか。つまりですね、完全に理解できるまでとか完全に覚えきるまで次の項目に進まないという完璧主義はこの際すてて、少しぐらいわからなくてもまずは最後までやってみようということです。そして、それができたらもう一度最初から同じテキストを勉強する、あるいは別のテキストで勉強する、これを繰り返すことによって記憶が定着し、わからないところもなくなっていきます。

あとですね、テキストを読むだけではやはり記憶の定着に時間がかかります。私はパソコンで学習ノートを作っていました。これを A4 の紙に 2 ページずつ印刷して半分に折れば A5 サイズ (A4 の半分のサイズ) になりますね。これを綴じても文庫本より一回り大きいくらいなので、電車の中などで取り出してぺらぺら眺めることができます。仕事しながら勉強していましたので、なんせ時間なかったですから。

今はスマホ等を使えばもっと効率的に勉強できるのかもしれませんが。私はいまだにガラケーを使っているのでよくわかりません。皆さん、自分にあった勉強法を見つけてください。でも、読むだけでは記憶の定着に時間がかかるのは間違いないと思います。読んだことを自分の手を動かしてまとめてみるということを心がけてみてください。

△鳥貴族の事件について

どの法律のどの規定を基に鳥貴族が鳥二郎を訴えたのかはニュース等でも報道されていませんので、以下は私の推測です。

一つは、看板が似ているという商標権の侵害です。鳥貴族は下の図のような商標権をもっています。

(111) 商 標 第4074620号	(450) 発 行 日 平成10年(1998)1月8日
(151) 登 録 日 平成9年(1997)10月24日	(210) 出 願 番 号 商願平7-80710
(540)	(220) 出 願 日 平成7年(1995)8月3日
<h1>鳥 貴 族</h1>	(732) 商 標 権 者 株式会社イターナルサービス 大阪府大阪市東成区玉津1丁目3番15号
	(740) 代 理 人 弁理士 岡田 全啓
(500) 商品及び役務の区分の数 1	
(511)(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	
42 焼鳥料理その他鳥料理の提供, 日本料理を主とする飲食物の提供, 西洋料理を主とする飲食物の提供, 中華料理その他の東洋料理を主とする飲食物の提供, アルコール飲料を主とする飲食物の提供, 茶・コーヒー・ココア・清涼飲料又は果実飲料を主とする飲食物の提供	
審査官 柳原 雪身	

もう一つは、ご指摘のように不正競争防止法の周知表示混同惹起です。残念ながら不正競争防止法の商品形態模倣にはなりません。商品形態模倣は商品として売られている物の形をまねすることですが、お店で食べる焼き鳥は商品ではないですね。

嘗R-CHAN嘗さんの Twitter より

「バス乗ってる間暇やし鳥二郎について調べてみた。別会社です。メニューを見ていただければわかります。パクリではありません。って ww これをパクリじゃないって ゆーやつ逆にどこにおんねん ww」



平成 27 年 5 月 1 日

産業社会と知的財産(第 4 回)

小テスト

学生番号 : _____

氏 名 : _____

Q1 著作権法とはどのような法律ですか。

Q2 著作物とはどのような物ですか。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第4回)

小テスト解答

Q1 著作権法とはどのような法律ですか。

文化を保護する法律

Q2 著作物とはどのような物ですか。

表現性(表現アイデア二分論)

- ①表現(具体的)：保護
- ②アイデア(抽象的)：非保護

創作性

- ①非模倣性：模倣ではないということ
- ②創作性：個性の表出

学芸性：文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

- ：授業について
- △：知的財産について
- ：勉強について
- ♥：趣味について

△映画製作会社と映画配給会社

映画製作会社は実際に映画を製作する会社であり、映画配給会社は映画製作会社によって製作された映画を映画館に配給する会社です(そのままですが)。映画の著作権をもっているのは映画製作会社または映画製作委員会ですが、映画製作会社と映画配給会社が同じ会社である場合も多いです。

○ちょっと話が古すぎ？

確かに皆さんが生まれるはるか前の話だったりしますね。文化というのは多様性が重要な世界だからといっても、あまりに古いと理解困難かもしれません。もう少し新しい例を探すようにします。

△建築の著作物について

例が悪かったかもしれません。中之島の中央公会堂を始め、例示いただいたサグラダ・ファミリア(スペインの教会)、モン・サン＝ミシェル(フランスの修道院)のような歴史的建築物はもちろん建築の著作物に含まれますが、著作権は原則としてそれを創った人の没後50年で切れます。よって歴史的建築物のほとんどは著作物ではあるものの著作権は切れているといえるでしょう。



中央公会堂(ウィキペディア フリー百科事典より)
と本学正門(大阪工業大学大学案内2014より)

著作権が残っているものとして、例えば、原広司（1936ー）の手になる梅田スカイビル（写真左）、安藤忠雄（1941ー）の手になるサントリーミュージアム（写真右）等があります。



梅田スカイビル、サントリーミュージアム（ウィキペディア フリー百科事典より）

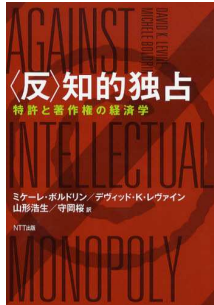
△著作権の存続期間について

著作権の存続期間は、日本では原則として著作者の死後 50 年までです。代々25 歳で子供をもうけるとすると、単純計算で親の死後 25 年で子が亡くなり、50 年で孫が亡くなるということになります。著作権の存続期間が著作者の死後 50 年であれば、著作者の孫が亡くなるまで著作権が残っているという計算になります。つまり、じいさん・ばあさんが偉大な著作者であれば、孫には死ぬまで著作権による収入があるというわけですね。これが存続期間を著作者の死後 50 年とする理由となっているようです。本当かうそかはよくわかりませんが。

著作権の存続期間に関する私の個人的な意見としては、著作者が亡くなったら著作権も終わりでもいいのではないかと思います。子や孫は、親やじいさん・ばあさんの遺作に頼らず自分は自分の力で生きていけよと、子供に財産的なものは何も残してやれそうにない私は思うのです。著作権法には、著作者が亡くなった後においても著作者の人格を傷つけるようなやり方で著作物を利用してはいけないという規定があります。これで十分じゃないかと。

著作権の存続期間を延長しようという動きがあります。アメリカからの圧力です。中でもハリウツドの映画会社、その中でもディズニーさんが強力に主張しています。著作権の存続期間がこれ以上延長されると、伝統芸能等で文化の発展が妨げられるのではないかというご意見をいただきました。制度のあり方に疑問をもつのはとても良いことです。ただ、著作権の存続期間の延長が伝統芸能に対してどのような具体的影響を与えるのかが私にはよくわかりませんでした。また教えてください。

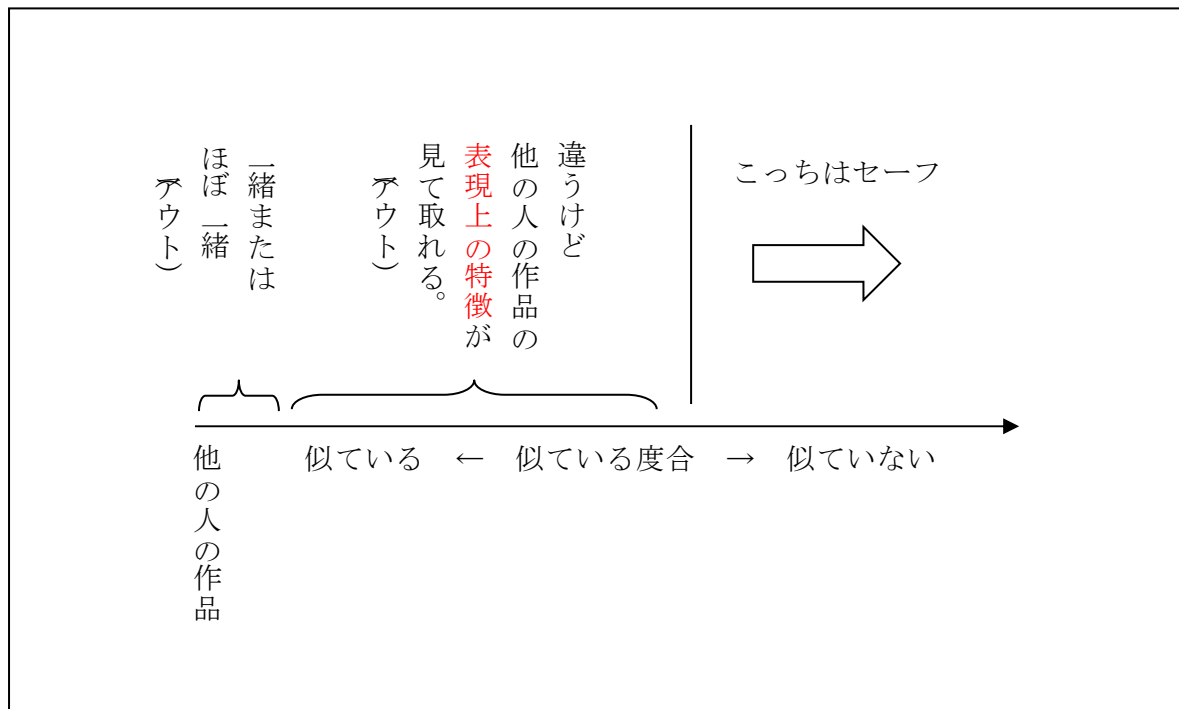
それから、興味があればこの本を読んでみてください。アメリカの話が中心で、ちょっと古いし、少し難しいかもしれませんが、特許も著作権もいらんといっています。本当にいらんかどうかは皆さんで考えてみてください。



ミケーレ・ボルドリン／著 デヴィッド・K・レヴァイン／著
山形浩生／訳 守岡桜／訳
『〈反〉知的独占 特許と著作権の経済学』(NTT出版、2010年)
税込 3024円
ちょい高いね。図書館に一冊だけあるよ。

△複製について

他の人の作品をそのまま複製すると、それはもちろんアウトです。では、他の人の作品をモチーフにして新たに何かを描いた場合はどうでしょうか。この場合、新たに描いたものに、モチーフとなった他の人の作成の**表現上の特徴**(他の人の個性)が見て取れるようだとアウトです。ちょっと抽象的でわかりにくいかもしれませんが。わからなければ、また質問してくれませんか。



△同一性保持権について

例えば、『ロミオとジュリエット』の最後の結末だけを勝手に変えると同一性保持権の侵害になります。小説に限らず、他の人の作品の一部を勝手に変えると同一性保持権の侵害になります。

△学芸性、芸術か芸術でないかの判断について

学芸性とは文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものとされています。あいまいですが、文化的なものなら OK ということですね。なので、わかりやすくするために、著作権法には著作物の具体的な例があげられています。

というわけで、学芸性について詳しく書いた本やサイトはあんまりないと思います。そこで、著作権全般に関するおすすめの本のリクエストもありましたので、以下にご紹介します。固い本は外しています。そうすると福井弁護士の本ばかりになりました。

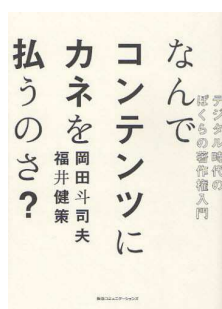
(本)



福井健策『18歳の著作権入門』（ちくまプリマー新書、2015年）

税込 886 円

授業でご紹介した本です。



岡田斗司夫／著 福井健策／著

『なんでコンテンツにカネを払うのさ？ デジタル時代のぼくらの著作権入門』（CCC メディアハウス、2011年）

税込 1512 円



鷹野凌／著 福井健策／監修

『クリエイターが知っておくべき権利や法律を教わってきました。必読！ 著作権のことをきちんと知りたい人のための本』

（インプレス、2015年）

税込 1296 円

(サイト)

特集：18歳からの著作権入門 - CNET Japan

http://japan.cnet.com/sp/copyright_study/

授業でご紹介しました。

公益社団法人著作権情報センター

<http://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/index.html>

勉強のためのパンフレットがいろいろあります。パンフレットといってももしっかりしたもので、わかりやすく内容も豊富です。

文化庁

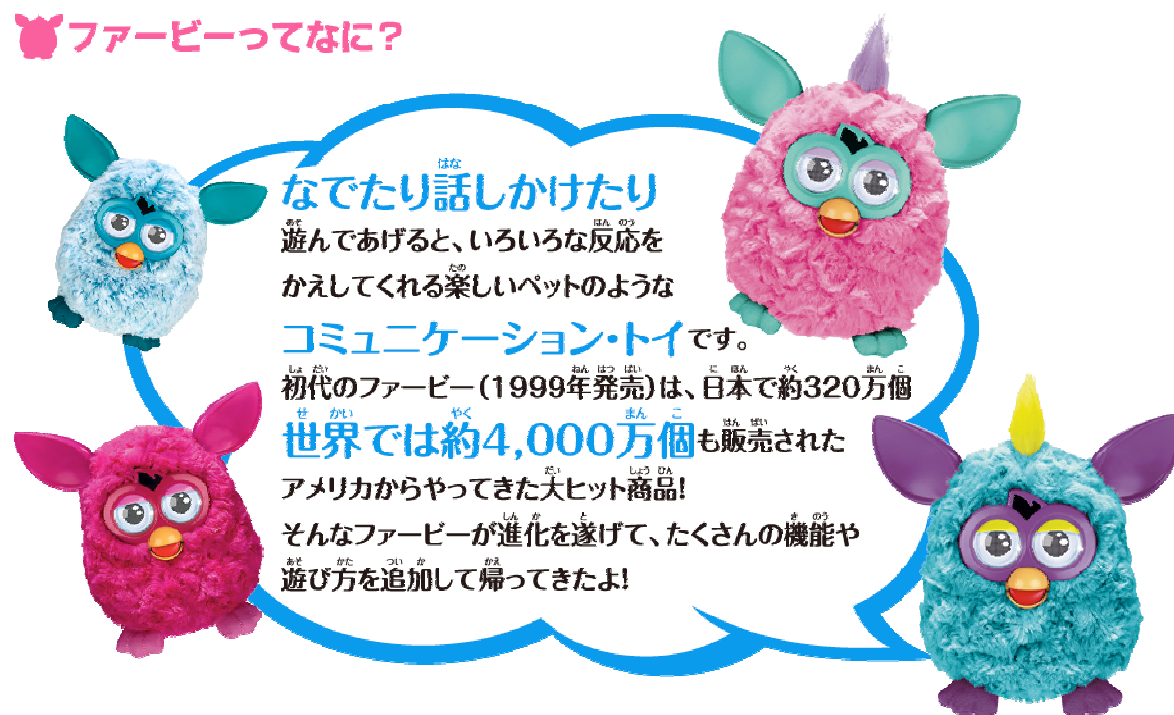
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html

ここにも著作権を勉強するための資料がいろいろあります。

△ファービーを商標として出願できるか

またいい質問ですね。ファービーは1999年発売だそうです。今年で16年くらいですね。形は大きく変わっていないと思いますので、立体商標で申請したら商標権がもらえるかもしれません。そうすると、10年ごとに更新していけば、半永久的にファービーと似たようなおもちゃを作らせないようにすることができますね。

ファービーってなに？



株式会社タカラトミーのホームページより

△ゲーム実況やマンガ・アフレコの動画サイト投稿

これはアウトです。ゲーム実況については、ゲームの宣伝になるのでゲームメーカーも目をつぶっているのではないかと思います。

△違法ダウンロードかどうかの見分け方

違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードすると、ダウンロードする行為も違法となります。ですが、違法にアップロードされたかどうかなんてわからんじやないかということが問題になっています。

今は、もともとお金を払わなければ手に入らないようなコンテンツがネット上にただでころがっている場合、それは違法にアップロードされたものだと判断することになっています。

△著作権の裁判における損害賠償額はどのくらいか

著作権に限らず、損害賠償額は権利を侵害された人がその行為によってどのくらい損をしたかによって決まります。罰金みたいに権利を侵害した人をこらしめるためにお金を払わせるのではなく、権利を侵害した人は侵害された人が実際に損をした金額を埋め合わせなさいという考え方です。そのため、損害賠償額は非常に高額の場合もあれば、微々たる金額の場合もあります。

例えば、他の人の動画を勝手にアップロードして、それが 10,000 人に視聴されたとします。そのような場合、著作権を侵害された人自身が有料でその動画を視聴させたと仮定して、一回の視聴が 500 円とすると 10,000 回視聴されたわけですから、

$$500 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 回} = 5,000,000 \text{ 円}$$

になります。つまり、著作権を侵害された人自身が有料でその動画を視聴させたとすれば 500 万円もうかったはずなのだから、著作権を侵害した人は侵害された人に 500 万円払いなさいということになります。

△海外での映画製作について

日本の映画製作のほとんどは製作委員会方式です。もともとは映画製作会社が一社で映画製作を行っていましたが、映画を一本作るのにも大変お金がかかるようになりました。そこで、関連する会社がお金を出し合って映画を作るようにしました。製作委員会方式によって日本の映画産業は復活したといえます。

一方、アメリカでは映画会社はとっても強い。それに、大金持ちですごいプロデューサーがたくさんいます。というわけで、アメリカでは製作委員会方式というのは採用されていません。

♥大阪駅周辺の美味しい食べ物屋さん

グランフロントの近大マグロを食べに行きたいですが、まだ行ってないのです。あと私が行くのは居酒屋ばかりだからなあ。

△クラウドへのバックアップ（ロッカー型クラウドサービス）について

自分がちゃんとお金を払って手に入れたコンテンツであっても、バックアップのためにクラウドにあげるのは違法なアップロードなのかという話ですね。文化庁の中で議論がされていて「私的使用のための複製」に当たるからセーフという方向でいくようです。ちなみに、特許・実用新案・意匠・商標は経済産業省の下の特許庁の管轄で著作権は文部科学省の下の文化庁の管轄です。

△報道のための引用

報道のためにマスコミが許可を取らずにツイッター等の画像をテレビニュースに使うというようなことですね。ルールに則った引用であれば許可を取らなくてもいいですが、その場合はどこどこから引用したということを表示しなければいけないはず。逆に、そのような表示がない場合は許可を取っているのではないのでしょうか。

♥ 『寄生獣』

マンガはちょびっとだけ読んだ気がします。『寄生獣』というよりも深津絵里が好きなのかもしれません。ちなみに、私の好きなマンガは『銀魂』です。

△Line や Twitter のプロフィールアイコンをアニメやマンガのキャラクターにすること

残念ながらアウトです。「私的使用のための複製」ではないので複製権を侵害することになります。また、ネットにあげることになりまますから公衆送信権の侵害にもなります。キャラクター等の写真を撮って、それをプロフィールアイコンにしても同じです。

なお、キャラクターの写真を撮った場合の著作権ですが、その写真の著作権は写真を撮った人にあります。でも、その写真はそのキャラクターの複製なので、そのキャラクターの著作権を侵害しているということにもなります。ややこしいですね。

△同人誌について

アウトなものはたくさんあるようです。もっと厳しく取り締まるべきだとする意見があります。一方で、同人誌は次のクリエイターを育てるための土壌だから大目に見るべきだとする意見もあります。私は、もとなった作品のイメージを著しく貶めるような作品に対しては何らかの手を打つべきではないかと思います。皆さんはどう思いますか。

△意匠権と著作権の保護の範囲について

保護の対象の範囲ということであれば、著作権の方が意匠権よりもはるかに広いです。著作権は文化的なものがほとんど保護の対象ですが、意匠権は工業デザインに限られますからね。

ご質問の意図は、まねされた人にとって意匠権を使うのと著作権を使うのではどちらが得かみたいな話でしょうか。

それでしたら、まず、著作権を使う場合は、まねをした人がまねをされた人の作品を見たことがあって、それをもとにまねをしたということを証明しなければいけません。これに対して、意匠権を使う場合は、まねをした人がまねをされた人の工業デザインを見たことがあるかどうかは関係ありません。

次に、意匠権については、まねをされた人がその工業デザインを申請する前から似たような工業デザインが世の中に存在したということについて、まねをした人が証明すれば意匠権は使えなくなります。これに対して、著作権については、まねをされた人がその作品を作る前から似たような作品が存在したとしても、まねをされた人がその似たような作品をまねしてその作品を作ったということでなければ著作権を使うことができます。

なんだかややこしくなってきましたね。こんなんでも答えになっていますでしょうか。ちょっとずれている感じでしたら、また質問してもらえますか。

△複製について

カラーの作品をモノクロでコピーしても、それは複製に当たります。カラーの作品の色だけを変えた場合は、それは翻案（ほんあん）に当たります。モノクロでコピーする場合は、色についてコピーする人の意思は働きませんね。これに対して、カラーの作品の色だけを変える場合は、何色に変えるかについて色を変える人の思想または感情が働きます。

一方、変形というのは、あまり例がありませんが、他の人の彫刻にいらんものをくっつけたり、逆に一部を削り取ったりするような行為をいいます。

♥250cc と 400cc

違いは馬力やお値段でしょう。税金も違いますね。でも、一番の違いは 400cc には車検があるということですね。一方、高速で長距離を走るのには 250cc ではちょっとしんどい。

△お店で曲を流すこと

公衆送信権は、放送とインターネットの両方に関係します。放送については授業ではお話しませんでした。テレビで映画を放送したりする権利です。

ところで、お店で曲を流すことと公衆送信権とは関係がありません。お店で曲を流す場合もいろいろあると思いますが、買って来た CD 等をお店で流す場合は JASRAC という著作権管理団体にお金を払わないといけません。有線放送をお店で流す場合は有線放送の会社を通して同じく JASRAC にお金を払わないといけません。JASRAC は集めたお金をアーティストに分配します。

これは公衆送信権ではなく演奏権に基づくものです。演奏権は、他の人の曲を実際に演奏することだけではなく、CD に録音された演奏を再生することも含まれます。

△意匠権と著作権がかぶっていて問題があるのか

いい質問ですね。まねされたときに意匠権侵害と著作権侵害を両方主張することができる方がいいじゃないかという考え方もあります。実際に、裁判で両方主張する人もたくさんいます。

とはいえ、著作権が工業デザインの方へあまりにも進出してくると意匠法をつくった意味がなくなるという話もあります。意匠権だと 20 年しか保護されないのに、著作権だと著作者の死後 50 年も保護されます。ならば、かぶっている部分があったとしても、どこかで線を引くべきではないだろうかということです。どう思いますか。

平成 27 年 5 月 8 日

産業社会と知的財産(第 5 回(内容は第 6 回分))

小テスト

学生番号： _____

氏 名： _____

Q1 アークライトによる紡績機の発明によって明らかになった特許制度の問題は何ですか。

Q2 ワットによる蒸気機関の発明によって明らかになった特許制度の問題は何ですか。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第 5 回(内容は第 6 回分))

小テスト解答

Q1 アークライトによる紡績機の発明によって明らかになった特許制度の問題は何ですか。

発明の不明確な開示は産業の発達に寄与しない。

Q2 ワットによる蒸気機関の発明によって明らかになった特許制度の問題は何ですか。

原理のみについての権利の取得とその独占は産業の発達に寄与しない。

- ：授業について
- △：知的財産について
- ：勉強について
- ♥：趣味について

△特許制度はややこしい？

発明したら独占させてあげるの、それで儲けてまた新しい発明をしてねというのが**インセンティブ論**です。とはいえ、いつまでも独占させてしまうと、そこにあぐらをかいて新しい発明のことなんか考えなくなってしまうかもしれません。なので、独占の期間は有限（今は20年）とし、期間が終わった後に普通の技術者がそれを作ることができるくらい丁寧に書いた書類を出さないといけないということになっています。

一方、技術は改良によって進歩していきます。ところが、改良した技術を使うと元になった技術を自動的に使ってしまう。このとき、元になった技術の特許権者がいいよといってくればいいですが、そうでなければ改良した技術は元になった技術の特許権が切れるまで使えません。なので、日本の特許法には特許庁長官によるおさばきの制度があります。でも、日本でこの制度が使われたことはありません。

さて、これが今回のお話でした。でも、これで本当にOKでしょうか。これで産業は発達していくのでしょうか。今、用意されている答えは、発明の「**保護と利用のバランス**」です。保護が強すぎると、ワットさんの蒸気機関のように特許権が切れるまで技術の進歩が止まってしまう。一方、保護が弱すぎると、ガリレオさんのお手紙にあるように「すぐにまねされてはたまりません」ということになります。では、そのバランスポイントはどこにおけばよいのでしょうか。また考えてみてください。

□知財に関する本

図書館を活用してどんどん読んでください。途中で挫折しても構いません。面白そうなものがあれば、私の方からも紹介します。

それから、「**パテントサロン**」というサイトの「**知財書房**」というページには、知財に関する本の新刊書が出るたびに紹介されます。

<http://www.patentsalon.com/bookshop/index.html>

とんでもなく難しい本から気軽に読める新書まで、知財に関する新刊書は、ほぼもなく紹介されているのではないかと思います。一度のぞいてみてください。

○授業中に団扇を使ってもいいか

6月に入らないと冷房は始まりません。暑いのは十分理解します。皆さん、若いしね。とはいえ、私も暑い中90分間しゃべっているわけです。ここはひとつ、我慢をしてください。

♥おすすめのゲームについて

ゲームとききましたか。子供達が小さい頃は、売れ筋のゲームはほとんど子供達と一緒にやりましたね。

一方、私自身が楽しむということであれば、基本レースゲーです。それも、ほとんどグランツーリスモです。なので、おすすめできるのはグランツーリスモしかありません。ちなみに、横浜の大学に通っている長男が横浜に PS2 をもって行ってしまったので、私は泣く泣く PSP でやっています。おっと、今は PS4 の時代ですね。

△続・Line や Twitter のプロフィールアイコンについて

自分で購入したキャラクターグッズを写真に撮ってプロフィールアイコンにした場合ですが、やっぱりアウトです。購入することによって得られるのは、そのキャラクターグッズの所有権なのです。そのキャラクターグッズに使われているキャラクターの著作権まで手に入るわけではありません。なので、プロフィールアイコンにすると公衆送信権の侵害になるのです。

キャラクターとの2ショット写真をプロフィールアイコンにするのも同じくアウトです。携帯の待受けにするのであれば私的使用の範囲ですが、プロフィールアイコンにしてしまうと公衆送信権の侵害になります。

△原理のみの権利の取得

今回は、その原理を利用した具体的な機械について、普通の技術者でも作ることができるように説明書に書かなければだめだというお話をしました。これについて、計算方法や自然法則自体は特許を取れないのだから (テキスト 23 ページ)、原理だけでは特許を取れないのではないかというご質問をいただきました。

素晴らしい着眼点です。なるほど、今の日本の特許法だと、原理しか書いていない場合には具体的な作り方を書いていないからだめだといわれる以前に、それは原理だけだからそもそも発明じゃないといわれて特許をもらえないかもしれませんね。なるほどです。

♥「銀魂'」「銀魂°」の読み方

「銀魂'」は「ぎんたまダッシュ」で「銀魂°」は「君がそう発音したいんなら、それでいいんじゃないかなあ」です。

♥二人乗りのできるバイクとサイドカー

バイクで二けつをしない主義なので、サイドカーということになりそうですが、サイドカーだとバイクである意味がないように思うんですね。なので、サイドカーなら S660の方が私としてはいいです。つうーか S660 ほしー。

○私に直接聞きたいことがあるとき

授業の後でもいいですし、研究室に来ていただいても構いません。研究室は1号館9階の北側（淀川側）です。月曜午前・火曜・水曜午前・木曜は授業がありませんので研究室にいる可能性が高いです。でも、いないこともありますので、できればメール（michihiko.otsuka@oit.ac.jp）で事前にアポを取っておいてもらった方が確実です。

△複数の国でたまたま同じ発明がされたら

昔は今と違って、その国の中で新規な発明だったら特許をもらえました。なので、同じ発明であっても、A国で発明をした人はA国の特許権をもらうことができましたし、B国で発明をした人はB国の特許権をもらうことができました。どちらが先に発明したかということとは関係なく、その国の中で新規な発明だったら特許をもらえたのです。

それに対して、今は世界中のどこかの国で既に知られていたり実用化されていたり本に書かれていたりすると特許をもらうことはできません。そうすると、特許庁で特許の審査をする人は世界中の国の技術について知っていなければならないこととなります。これは大変です。というより不可能です。そこで、実際には日本・アメリカ・ヨーロッパのこれまでの特許を調べて、そこに同じような発明が書かれていたら特許をあげないというようにしています。

♥乗る車はないけど、とりあえず免許を取っておく意味

最近は無免許を取らないという人も多いようです。ですが、ご両親が取っておくべきだとおっしゃるのであれば、取っておくことをおすすめします。

理由はいろいろあると思いますが、私が最も重要だと思う理由は「今は車が必要ではなくても、いつ必要になるかわからない。」ということです。必要になったら取ればいいじゃないかといわれそうですが、免許はそんなに短期間で取れるものではありません。ならば、今のうちに春休みや夏休みを使って取っておくのが賢明だと思うのです。それに、歳をとればとるほど免許を取るのに時間とお金がかかるみたいですよ。

私とその次に重要だと思う理由は、就職のときに必要になる場合があるということです。皆さんがどんな職種を希望されるかわかりませんが、普通免許をもっていることが条件とされる場合があります。そうすると、最初から選択肢がせまくなってしまいます。もったいないと思いませんか。そうってから免許を取ろうと思っても就活で忙しくて免許どころではないですよ。

あとは、最強の身分証明書になることですね。それに、就職して自分の車を買うことになれば、ご両親をいろいろなところに連れて行ってあげることができます。親孝行ですね。というわけで、私は大学時代に免許を取っておくことをおすすめしますがいかがでしょうか。

♥どんなバイクに乗っているか

今は乗ってないのですよ。昔々ですが、SUZUKI のカタナ (GSX-1100S) というバイクに長いこと乗っていました。これでいろんなところにツーリングに行ったわけですが、東北より北に行ったことはありません。なぜだかわかりませんが、西日本それも瀬戸内の風景が好きなのです。もう少し余裕ができれば YAMAHA SR がほしいですね。

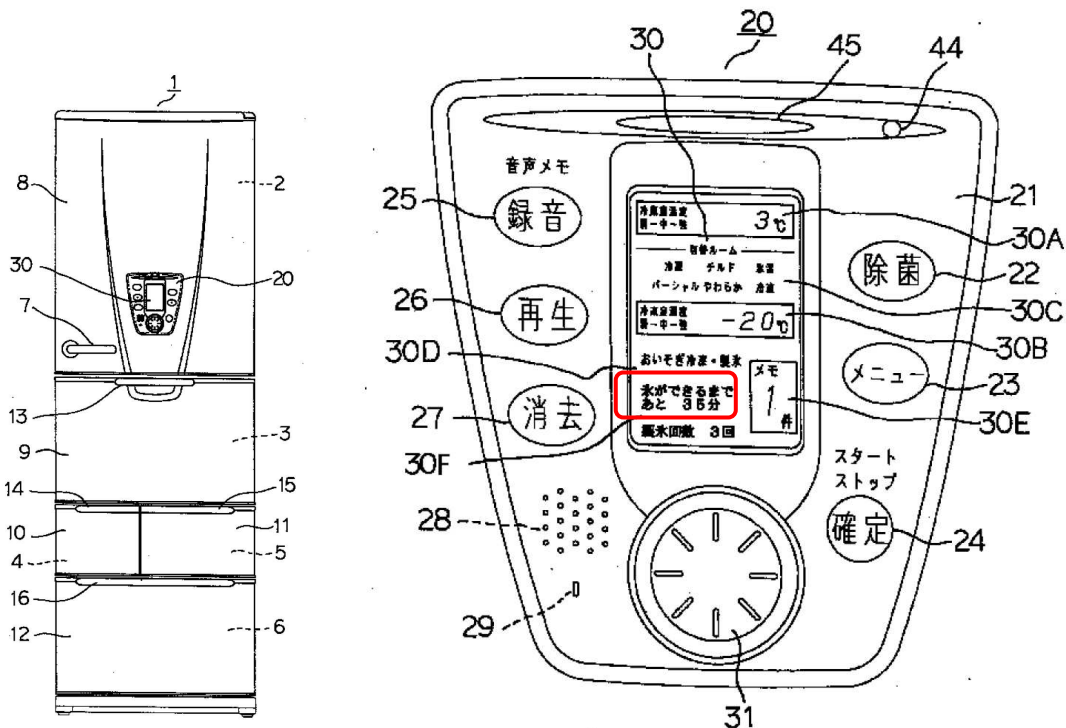
○小テストの返却について

すいません。考えていませんでした。自由記述欄に面白いことを書いてくれている人もいますし、このままいただいておこうかと思っていました。だめですか。

△冷蔵庫で氷ができるまでの時間を表示させるのは特許になるか

三洋電機が特許の申請をしましたが、審査をしてくださいというお願いを特許庁に出さなかったので特許にはなっていません。ちなみに、特許は申請してから3年以内に審査をしてくださいというお願いを特許庁に出さなければ審査してもらえません。三洋電機の申請はこんな感じでした。

【課題】 前面に設けられた扉を開けることなく、製氷完了時間が理解でき、また貯氷量が理解できる冷凍冷蔵庫を提供すること。



△ご飯が炊けたら Twitter 上につぶやいてくれる炊飯器

au 未来研究所が、ご飯が炊けたら Twitter 上に「ごはんう」とつぶやいてくれる炊飯器を作ったそうです。これが特許として出されていた場合、他社が、ご飯が炊けたらメールを送る機能を付けた炊飯器を販売すると au の特許の侵害になるでしょうか。

au が特許を取ることができたとすれば、他社の炊飯器は au の特許の侵害になる可能性が高いです。Twitter 上に「ごはんう」とつぶやくのも、メールを送るのもそんなに変わらないからです。

でも、一人暮らしのおじいちゃんやおばあちゃんが電気ポットを使ったら離れて暮らす息子や娘にメールを送る機能が付いた電気ポットは既にありますね (ZOJIRUSHI みまもりほっとライン)。なので、au が特許を取るのには難しいのではないのでしょうか。

△知的財産法に関する親告罪と非親告罪

よく勉強されていますね。裁判には民事裁判と刑事裁判があります。民事裁判は、例えば、ある会社が他の会社に対して、うちの会社の特許権を侵害しているからやめなさい、お金を払いなさいと訴えるような裁判です。これに対して、刑事裁判は、検察が罪を犯した人や会社を訴える裁判です。

民事裁判では、例えば、特許権を侵害しているか侵害していないか、侵害している場合、侵害をやめなさいということとお金をいくら払いなさいということを経験所が判断します。一方、刑事裁判は、犯した罪に対して罰金をいくら払いなさいとか何年間刑務所に入りなさいとかいうことを裁判所が判断します。

刑事裁判は、検察が罪を犯した人や会社を訴える裁判ですが、検察が罪を犯した人や会社を訴えるときに、被害者から捕まえてくださいという依頼がなければ罪を犯した人や会社を訴えることができない種類の罪を親告罪といいます。これに対して、被害者から捕まえてくださいという依頼がなくても検察が自分の判断で罪を犯した人や会社を訴えることができる種類の罪を非親告罪といいます。罪によって、それが親告罪であるのか非親告罪であるのかは、あらかじめ法律で決められています。

知的財産法に関する罪は、ちゃんと数えたわけではありませんが、非親告罪の方が親告罪より多いのではないのでしょうか。ただ、非親告罪であっても、検察が自分の判断で罪を犯した人や会社を訴えるのは、その罪を犯した人や会社が、特定の人や会社だけではなく社会全体に迷惑をかけている場合になります。

特許法では、裁判の中で知った相手の秘密をよそでしゃべってはいけないとする秘密保持命令に違反した罪だけが親告罪です。特許権の侵害の罪を始め、多くの罪が非親告罪です。一方、著作権法では、著作権の侵害の罪を始め、いくつかの罪が親告罪になっています。著作権法の非親告罪としては、コピープロテクトを外す装置やプログラムを作ったり売ったりした罪などがあります。

△ヴェネツィア特許法(発明者条例)

競合国から優れた外国人技術者をヴェネツィア共和国に引き込むのが目的ですから、特許をもらうためには、その技術者はヴェネツィア共和国に移り住んで、その発明を使ってヴェネツィア共和国の人達の役に立つように働かなければなりません。

特許をもらったのに、その発明を使ってヴェネツィア共和国の人達の役に立つように働かない場合は、ヴェネツィア共和国の政府がその発明を自由に使うことができるとされています。

△100均に売っているものは著作権の切れたものか

著作権者にお金を払っても100円で元が取れるものか、著作権の切れたもののはずですけどねえ。こんな事件もありました。ダイソーはTOMYと任天堂の両方から訴えられました。



TOMY 事件(商品目録(1))

△飛行機のボーイングについて

ボーイングはアメリカ **BOEING** 社の会社名です。日本でも商標権を取っています(商標登録第 4662356 号)。

△特許庁長官は発明を盗まないか

たぶん盗まないと思いますが、こんな決まりもあります。

特許法 200 条 (秘密を漏らした罪)
特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

△複製について

複製は、自分の作品と他人の作品がまったく同じかほとんど同じ場合をいいます。これは複製権の侵害です。

一方、自分の作品が他人の作品と似ているというだけでは著作権侵害にはなりません。自分の作品が他人の作品と似ていて、なおかつその他人の個性(すなわち、その他人独自の表現)が自分の作品の中に見て取れる場合は著作権侵害になります。この場合は、複製権ではなく翻案権(ほんあんけん)の侵害です。

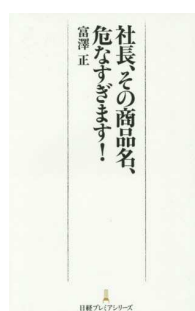
なんとなく似ているというのでは著作権侵害にならないのです。ここら辺りは難しいですね。

△自分で書いた創作画を Twitter 等の SNS にのせた場合

もちろん、あなたが著作権者です。その絵を他の人が勝手に拡散したり使ったりしたら、それはあなたの著作権を侵害することになります。

△社長、その商品名、危なすぎます！

面白そうな本を一つ。



富澤正『社長、その商品名、危なすぎます！』

(日経プレミアシリーズ、2015 年)

税込 918 円

「『花粉のど飴』『ゆうメール』『面白い恋人』…。商標権をめぐる起こるさまざまな問題。その原因は何か。店名、会社名、商品名-知らずにつけると、いつトラブルに巻き込まれるか分かりません。多くの事例を紹介しながら、商標など知的財産の必須知識を興味深く学べる、ビジネスパーソン必読の書。」だそうです。

平成 27 年 5 月 15 日

産業社会と知的財産(第 6 回(内容は第 7 回分))

小テスト

学生番号 : _____

氏 名 : _____

Q1 無線に関する発明がもたらした新たな制度は何ですか。

Q2 航空機に関する発明がもたらした新たな制度は何ですか。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第6回(内容は第7回分))

小テスト解答

Q1 無線に関する発明がもたらした新たな制度は何ですか。

クロスライセンス

複数の企業がそれぞれ保有する特許権について相互に実施許諾をすること

Q2 航空機に関する発明がもたらした新たな制度は何ですか。

パテントプール

管理会社を通じて実施許諾と特許料の分配を行うシステム

- ：授業について
- △：知的財産について
- ：勉強について
- ♥：趣味について

○技術の話について

私たちの身の回りにある物の技術についての話でないと興味がわかないかもしれませんが、歴史の文脈の中で採り上げていることなのでご了承ください。

そのうえで、技術について私が皆さんに望むことは次の二つです。一つ目は、技術に興味をもってくださいということです。

二つ目は、技術は概念的に理解すれば十分だということです。技術屋さんは自然言語である日本語に加えて数式を使って技術的な思想を表現します。数式を使えば、言語を使うよりもはるかにコンパクトかつ正確に表現できるからです。そういう意味で技術屋さんにとって、数式は言語の一つなのです。

ですが、皆さんが数式を使って表現された技術的な思想まで理解できるようになる必要はありません。技術は概念的に理解すれば十分だということです。さらに、言語でその技術を表現できる力を身につけるようにしてください。クレームは、原則として言語で技術を表現するものですから。

知財の勉強をする中で気になる技術が出てきたら、一般の人向けにその技術を解説している本を読んでみてください。とはいえ、気になる本を全部買っていたらお金がいくらあっても足りません。図書館を有効に活用するようにしてください。



小林昭夫『紙ヒコーキで知る飛行の原理』（ブルーバックス、1988年）
税込 929 円 かなり古いけど。

科学・技術に関する読みやすい新書のシリーズとして
ブルーバックス（講談社）
サイエンス・アイ新書（SB クリエイティブ）
PHP サイエンス・ワールド新書（PHP 研究所）

○アメリカの先住民族について

「ネイティブ・アメリカン」というとインディアン以外にもエスキモー等も含むようです。授業では、イギリスからの移民が大西洋を越えて到着した地域の先住民族としてインディアンという言葉を使いました。

△お店が購入した CD をお店の中で流すと

JASRAC という著作権管理団体にお金を払わないといけません。払わないと、演奏権の侵害になります。

△中国国内の模倣品について

中国当局も動いていると思いますし、日本企業も何とかしようと摘発の努力をしていますが、一向に減りませんね。なんせ数が多すぎます。



engadget 日本版より

△中国の特許法について

中国でも特許法を始めとした知的財産法が整備されています。なのですが、法律は権利を与えるだけなので、その権利を守ってくれる機関が必要です。現状、中国ではそのような機関が十分に機能していないということですね。

△本や雑誌の価格について

本や雑誌は再販売価格維持制度という制度の対象になっています。定価で売らなければならないという制度です。他にも音楽CDが対象になっています。でも、映画DVDは対象ではありません。電子書籍も同じく対象ではありません。

なんでこうなっているかですが、いろんな説があつてよくわかりません。文化の発展のためとする説もありますが、対象が中途半端ですよ。なお、生協にはこの制度の適用がありませんので、割引販売をすることもできます。

△特許法条約と商標法に関するシンガポール条約について

知財に関するニュースをしっかりとチェックされていて素晴らしいです。日本はこの秋にこれらの条約に加盟します。これらの条約は、加盟する国々の間で特許や商標に関する手続をできるだけ共通化して、外国でも特許権や商標権を取りやすくしようというものです。

これらの条約に加盟するために、外国から日本へ特許や商標を申請するときの手続を中心とした法改正が予定されています。

△クレーム制度について

ご指摘の通り、クレーム制度のクレームは英語で書くと"claim"です。「請求する」という意味ですね。クレームというと、商品やサービスが悪かったりしたときに会社やお店に文句をつけるというイメージですが、クレーム制度のクレームはそうではありません。「これこれこういう発明について私は特許がほしいです」と特許庁に請求するという感じです。

△二次創作に関する事件

たくさんありますが、最も有名なのは〔キャンディキャンディ事件〕でしょうか。ちょっと古いですが。

最判平成 13 年 10 月 25 日判時 1767 号 115 頁〔キャンディキャンディ事件〕

二次的著作物である本件連載漫画の利用に関し、原著作物の著作者である被上告人は本件連載漫画の著作者である上告人が有するものと同一の種類
の権利を専有し、**上告人の権利と被上告人の権利とが併存することになる**
のであるから、上告人の権利は上告人と被上告人の合意によらなければ行使
することができないと解される。したがって、被上告人は、上告人が本
件連載漫画の主人公キャンディを描いた本件原画を合意によることなく作
成し、複製し、又は配布することの差止めを求めることができるというべ
きである。



小説を基に別の人がマンガを描いたのですが、マンガを描いた人は小説を書いた人に断りなく原画のコピーを売ったという事件です。マンガは小説を基にした二次的著作物なので、マンガには、マンガを描いた人の権利だけではなく、小説を書いた人の権利もあります。よって、小説を書いた人に断りなく原画のコピーを売ると小説を書いた人の著作権を侵害するということになりました。

とはいえ、もめごとによって一つの作品が世の中から消えてしまうのは悲しいことだと思います。

△アメリカの特許審査委員会になぜ国防長官が入っているか (テキスト p108)

特許技術は戦争にも使えるかもしれません。いいか悪いかは議論があると思いますが、特許の申請をされた技術の中に戦争にも使えるものがあるかもしれないということで、国防長官も特許審査委員会に入っていました。

△パナソニックは特許料でもうかっていない？

これちょっとコメント書けないです。デジタルテレビ等にはたくさん特許が使われているというお話をしました。もちろん、クロスライセンスやパテントプールというのもやっています。でも、それ以外に他の会社に特許料を支払わなければならないことがよくあります。ということでご勘弁を。

それにしても、特許出願件数で上位を争う会社が特許料でもうかっていないというところにも問題があるかもしれませんね。

△パテントプールにおける特許料の分配

飛行機のパテントプールの場合（テキスト p118）、飛行機一機当たりの特許料 \$ 200 のうち、ライト・マーチン社が \$ 135、カーチス社が \$ 40、管理会社が \$ 25 という分配比率になっていました。管理会社は、会社が維持できればそれでいいでしょう。

問題は、ライト・マーチン社とカーチス社の分配比率ですが、これはそれぞれの会社もっている特許の数と中身で決められます。数は数えればすぐにわかることですが、中身についてはもめるところです。中身というのは、どれぐらい重要な特許かということですね。これは現代のパテントプールでもよくもめるところです。

△ゲスの極み乙女の「bye-bye 999」

『銀河鉄道 999』の松本零士先生から訴えられるかということですね。まずタイトルでいいますと、タイトルは著作物ではないということになっていますので、タイトルについて訴えられることはないと思います。

問題は歌詞ですね。歌詞の中には「銀河鉄道」が出てきますが、銀河鉄道といえば宮沢賢治の『銀河鉄道の夜』でしょう。『銀河鉄道 999』の着想も『銀河鉄道の夜』が元になっているのではないのでしょうか。

そうすると、あとは松本零士先生のマンガに出てくるセリフと似たような表現が「bye-bye 999」の中に出てくるかどうかですが、松本零士先生のマンガに出てくるセリフが全部頭に入っているわけではないので、そのところは何ともいえませんね。

とはいえ、松本零士先生は、槇原敬之が Chemistry に提供した「約束の場所」という曲の歌詞の一部が自分のマンガに出てくるセリフに似ていると訴えて負けていますから、もうこりたんじゃないかなあ。

△デジタルテレビやレコーダーについている B-CAS カードについて

B-CAS 社が開発したカードで、これをテレビやレコーダーに挿入しないと地デジや BS・CS を見ることはできません。テレビメーカーは B-CAS 社から B-CAS カードを購入し、自分の会社のテレビに同梱して販売しています。

なので、テレビメーカーが B-CAS 社に特許料を支払っているというよりも、テレビメーカーが B-CAS 社から B-CAS カードを購入するときの価格に特許料が含まれているというイメージでしょうか。



ウィキペディア フリー百科事典より

△スマホ等に採用されているタッチパネルの特許について

特許情報プラットフォーム (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>) で検索してみると 24450 件ありました。やれやれっていう感じですね。スマホに採用されるようになったのは最近ですが、技術としてはかなり前からあったのですよ。



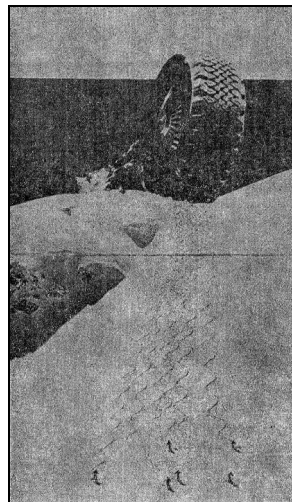
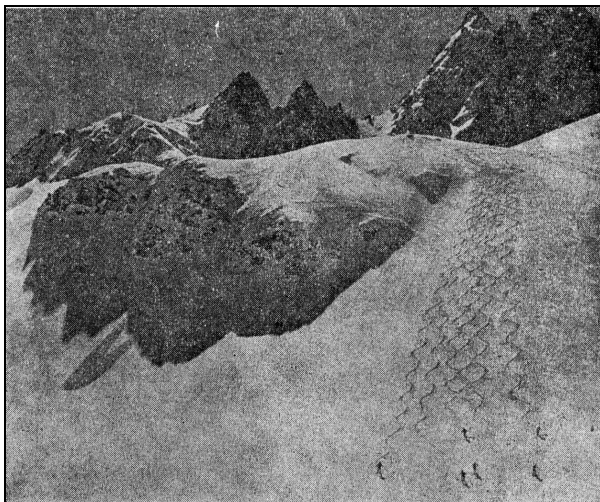
△パロディ・モチーフ・オマージュ

パロディは、ある作品を風刺する目的で改変した作品です。モチーフは、作品を構成する基本的な単位のことです。なので「何とかをモチーフにした作品」といえば元になった作品を構成する基本的な単位を利用した作品みたいな感じでしょうか。とはいうものの、モチーフは単に作品のテーマみたいな感じで使われる場合もありますから、そのような場合は、単に元になった作品のテーマを利用した作品ということになるでしょう。一方、オマージュは、尊敬の気持ちという意味です。こちらは「何とかへのオマージュ」というように使いますね。ある作品をリスペクトし、その作品に影響を受けて作った作品ということになるでしょう。

さて、どこまでがセーフでどこからアウトなのかは、とても難しい問題です。作品の種類が何であるかによっても変わってきます。最高裁は、次のようにいっています。

最判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 卷 3 号 244 頁〔パロディモンタージュ写真事件〕

なお、自己の著作物を創作するにあたり、他人の著作物を素材として利用することは勿論許されないことではないが、右**他人の許諾なくして利用**することが許されるのは、**他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用する場合に限られる**のであり、したがって、上告人の同意がない限り、本件モンタージュ写真の作成にあたりなされた本件写真の前記改変利用をもって正当とすることはできないし、また、例えば、本件写真部分とスノータイヤの写真とを合成した奇抜な表現形式の点に着目して本件モンタージュ写真に創作性を肯定し、本件モンタージュ写真を一個の著作物であるとみることも、**本件モンタージュ写真のなかに本件写真の表現形式における本質的な特徴を直接感得することができること前記のとおりである以上、本件モンタージュ写真は本件写真をその表現形式に改変を加えて利用するもの**であつて、本件写真の同一性を害するものであるとすることに妨げないものである。



〔パロディモンタージュ写真事件〕 (元の写真(左)とパロディモンタージュ写真(右))

最判平成 13 年 6 月 28 日民集 55 卷 4 号 837 頁〔江刺追分事件〕

言語の著作物の翻案（著作権法 27 条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が**既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為**をいう。そして、著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから（同法 2 条 1 項 1 号参照）、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解するのが相当である。

△JASRAC はパテントプールの管理会社に当たる組織か

細かいことをいいたせば、いろいろと違うところもありますが、大雑把に言えば似たようなもんだということが出来ます。使う人からお金を集めて権利者に分配するということですね。

△クロスライセンスやパテントプールを規制する法律

独占禁止法です。クロスライセンスやパテントプールそれ自体は独占禁止法に違反するものではありませんが、ある会社には特許を許諾するけど、別の会社には許諾しないとか、あの会社だけ特許料を高くしてやろうなんてことをすると独占禁止法に違反する場合があります。

権利を集めて集中管理するわけですから、使いたい人には同じ条件で使わせてあげなければいけないということです。はみごにしているはいけません。

□知的財産の勉強について

まず、全体像を把握することが重要です。今の段階で細かいところにこだわる必要はありません。木を見て森を見ずということにならないように。

次に、知的財産の勉強は、知的財産法に含まれる法律の勉強と知的財産を活用すべきフィールドの勉強からなります。

法律はルールでありツールです。スポーツを考えてみてください。ルールを知らなければ試合に出ることさえできませんね。一方、法律をツールとして使いこなすことができれば試合を有利に進めることができます。

知的財産を活用すべきフィールドは、①特許と深く関わる技術のフィールド、②商標・意匠と深く関わるブランドのフィールド、③著作権と深く関わるコンテンツのフィールドからなります。これらのフィールドについて広く知ることも必要ですが、興味のあるフィールドについて深く勉強するのも面白いでしょう。

♥パナソニックのロボット掃除機・ルーロ

バイト先で販売を強化してくれているとのこと、うれしいです。ルーロについて一言といわれれば、それは「隅」しかないでしょう。円形のロボット掃除機では十分にごみを吸い取ることができなかった部屋の「隅」まできれいに掃除してくれます。でも、壁を傷つけたりはしません。

あと、部屋の中で重点的に掃除してほしい場所をルーロに覚えさせて、そこを重点的に掃除したあと、部屋全体を掃除させるということができます。

パナソニックは工場の敷地内に生活研究ハウスという普通のおうちを建てています。このおうちで新しい家電製品を実際に使ってみて、問題がないかをしっかりチェックしています。なので、パナソニックの家電製品は、かゆいところに手が届く優れたものです。



パナソニックのホームページより

♥最初に買うバイク

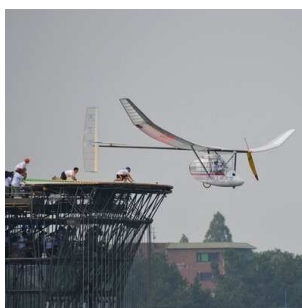
おすすめということであれば 250cc でしょう。これで練習してステップアップするのがよいのではないのでしょうか。

♥クルマについて

うちのクルマはワンボックスです。何かと便利ですから。余裕があれば、自分用に S660 とかほしいですが、しばらく無理でしょうね。

♥大工大の鳥人間の練習はどこで見れるか

私も見たいと思っているのですが、いつどこに行けば見れるかわからないです。「大阪工業大学人力飛行機プロジェクト」の Twitter をフォローしてみてください。

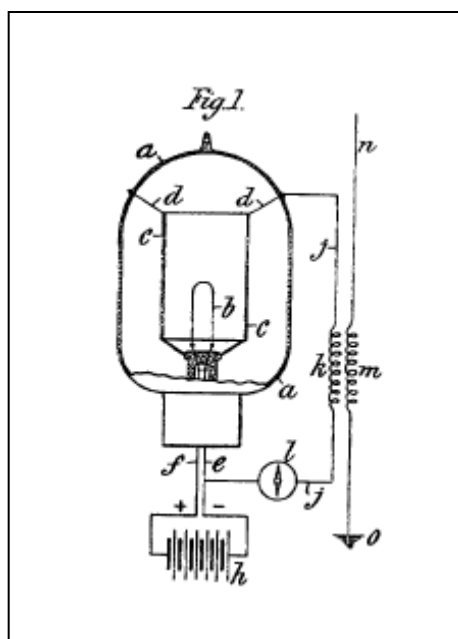


https://twitter.com/oit_birdman

♥暑いよお

冷房は 6 月に入ってからなので、一緒に頑張ってください。

♥検波用二極真空管の原理



検波用二極真空管、米国特許第 803684 号(1905 年)

電波が届くとアンテナ n に設けられたコイル m に電流が流れます。そうすると、コイル m のそばにあるコイル k にも電流が流れます。この電流は、電波にのった信号に応じてふらふらと流れる向きが変わります。

一方、二極真空管はアノード c からカソード b へ向かう方向にしか電流が流れません。なので、電波にのった信号に応じてふらふらしている電流を、あるところでぶしっと切ってきれいに整えることができます。

整えられた電流 j を電流計 l で観測することによって、電波にのった信号を再生する、つまり検波することができます。こんなんでもわかりますか？

平成 27 年 5 月 22 日

産業社会と知的財産(第 7 回(内容は第 8 回分))

小テスト

学生番号 : _____

氏 名 : _____

Q1 専売特許条例の重要な特徴は何ですか。

Q2 日本人の創作意欲を鼓舞するために小発明の保護を目的として制定された法律は何ですか。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第7回(内容は第8回分))

小テスト解答

Q1 専売特許条例の重要な特徴は何ですか。

専売特許条例の重要な特徴：欧州の実情を学んだことによる成果

- ①利用発明の強制実施制度(9条)
- ②不実施による取消制度(15条)

Q2 日本人の創作意欲を鼓舞するために小発明の保護を目的として制定された法律は何ですか。

実用新案法

- ：授業について
- △：知的財産について
- ：勉強について
- ♥：趣味について

○ポイントがわかりにくい

そうですね。そうかもしれません。ちょっと考えます。ただ、この授業の趣旨は皆さんに知財に興味をもってほしい、自分で調べたり考えたりしてほしいというところにありますので、その点をご理解いただければうれしいです。

△パナソニックが **National** ブランドをやめたのはなぜか

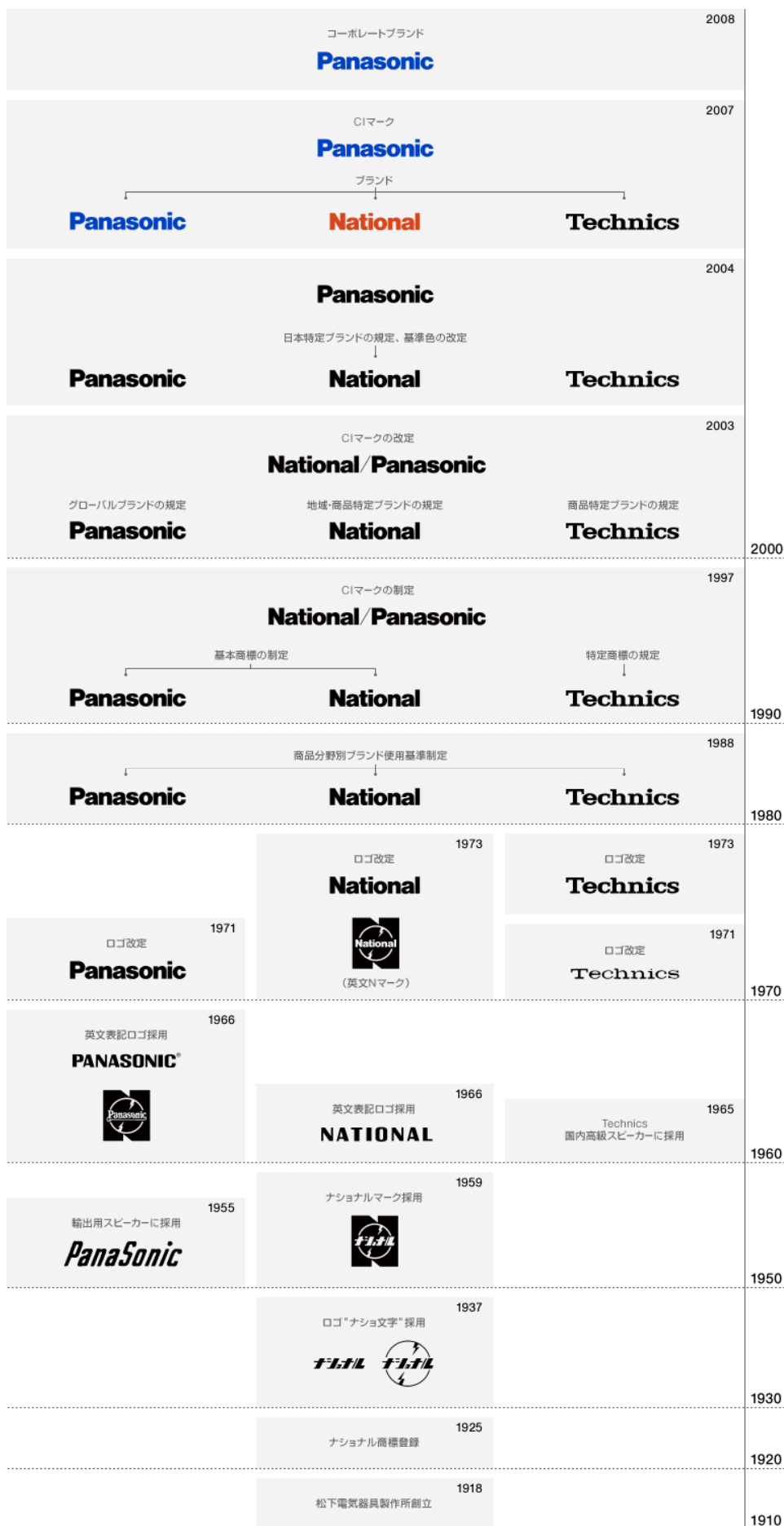
パナソニック株式会社は、最初は松下電気器具製作所という名前でした。松下電気器具製作所の最初のブランドが **National** です。英語で「国民の」という意味です。国民のすべてに良い電化製品を届けたいという思いがありました。その後、社名を松下電器産業株式会社に改めました。

そして、アメリカでスピーカーを販売するようになりました。アメリカでも **National** というブランドを使いたかったのですが、アメリカでは既に **National**○○というような名前の会社があったので商標登録を受けることができませんでした。そこで、アメリカでは **Panasonic** というブランドを使うようにしました。ちなみに **Pana** は「広く、あまねく」という意味の接頭辞であり **sonic** は「音」ですね。なので、**Panasonic** にはいい音を広く、あまねくお届けしたいという思いがこもっています。

そのようにして育ててきた二つのブランドですが、日本では **National** と **Panasonic** というブランドが両方あって、それらが両方とも松下電器産業という会社のブランドであるということがよく分からなくなってきたんですね。若い人の中には、**National** と **Panasonic** は別の会社だと思っている人もいたようです。

一方、海外では一部を除き **National** というブランドは使っていないのですが、**Panasonic** というブランドと松下電器産業という会社がうまく結びつかなくなってきました。外国の人にとって **MATSUSHITA** というのは単なる音にすぎませんから頭に残らないのです。

そこで、思い切って会社名を松下電器産業株式会社からパナソニック株式会社に変更するとともに、それに合わせて **National** ブランドをやめて **Panasonic** ブランドに統一したというわけです。なお、次の図はパナソニック株式会社のホームページから引用しました。

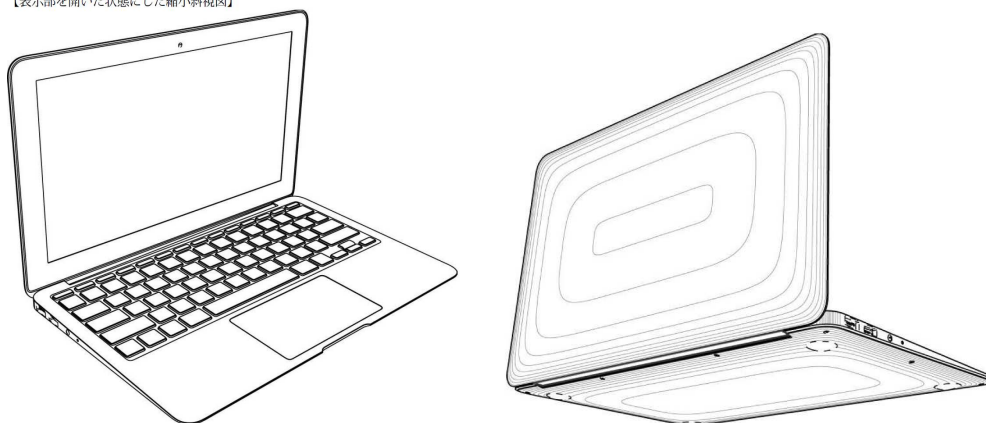


△MacBook に似た PC

意匠では、キーボードの配列やロゴの位置がすごく特徴的で、だからカッコいいというような場合でなければ、普通はキーボードの配列やロゴの位置を特定せずに、全体のデザインでもって意匠登録を受けます。MacBook だとこんな感じ(下の図)です。なので、キーボードの配列やロゴの位置が違ってても、全体のデザインがよく似ていればアウトです。

とはいうものの、これって普通のノートパソコンのデザインじゃないかというような見方もあって、よく似たデザインのノートパソコンの販売をやめさせるのは、現実にはなかなか難しかったです。MacBook の場合は、本体の手前側がほとんどぺったんこで、横から見ると楔形をしています。そんな感じで、ものすごく特徴的な部分をまねするとアウトになりやすくなります。

【表示部を開いた状態にした縮小斜視図】



意匠登録第 1438161 号

△ポーズをつけられるぬいぐるみの実用新案

これ(次のページ)のことかなあ。授業では詳しく説明していませんが、今の実用新案は審査をしていませんので、実用新案を申請する以前から同じような商品が既に世の中にあっただとしても登録されてしまいます。

そんなのダメじゃないかということになりますよね。そこで、実用新案の登録を受けた人が似たような商品を販売している人をやめさせるためには、まず特許庁にお願いして実用新案技術評価書という書類を作ってもらわないといけないことになっています。実用新案技術評価書とは、特許庁の審査官がその実用新案について新規性とか進歩性をざっくり調べてくれるものです。実用新案技術評価書の結果に問題がなければ、似たような商品を販売している人をやめさせることができます。

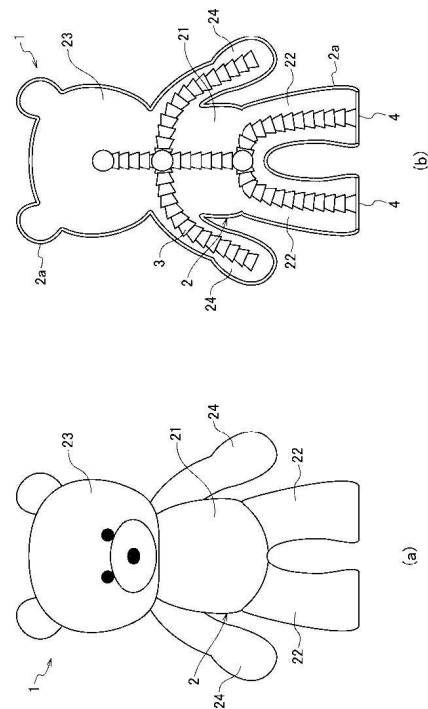
つまり、特許は事前に審査をするけれども、実用新案は似たような商品を販売している人をやめさせる必要が生じたときに審査を受けるという感じですね。そんなこともあって、実用新案を申請する人はどんどん減っています。

(57) 【要約】

【課題】人気キャラクターや動物等を模った2足ぬいぐるみにおいて、特に所望のポーズを実現しつつ2足で自立させることが可能な2足ぬいぐるみを提供する。

【解決手段】変形自在な骨組3と、骨組3が内蔵された2足のぬいぐるみ本体2と、ぬいぐるみ本体2の2足の底面を形成する板状体4とを備え、ぬいぐるみ本体2は、骨組3を所望の形状に変形させることにより好みのポーズで安定させつつ、板状体4を介して載置面上に2足で自立可能とされていることを特徴とする。

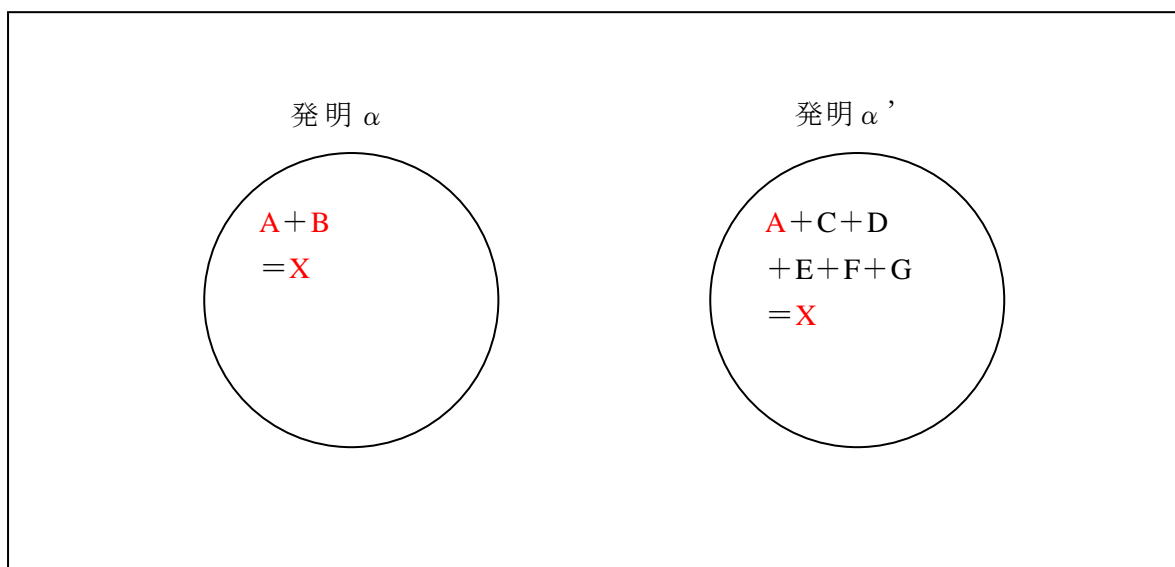
【選択図】 図1



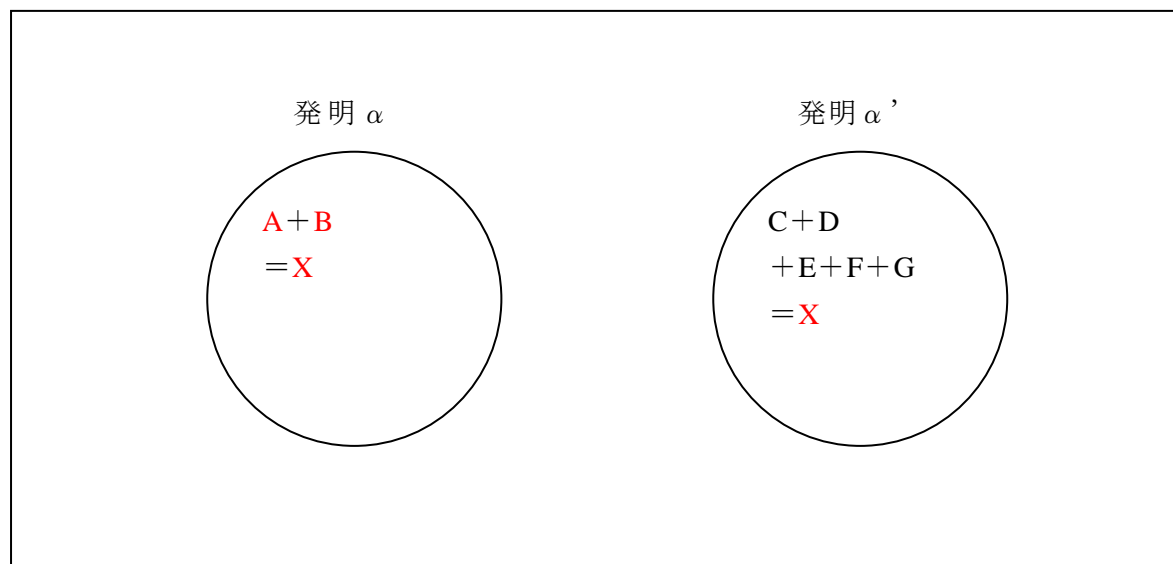
実用新案登録第 3185444 号 (2 足ぬいぐるみ)

△利用関係について

専売特許条例に限らず、発明 α' が発明 α を利用しているというためには、発明 α' の中に発明 α の要素がすべて含まれている必要があります。次の図のような場合、発明 α' は発明 α の要素のうち B を含みませんから、発明 α' は発明 α を利用するものではありません。ここで要素とは、 $A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot E \cdot F \cdot G$ であって、 X はそのような要素から得られる物を示します。



また、次の図のような場合も発明 α' は発明 α を利用するものではありません。この場合も、最終的に同じ X という物を得ることになるのですが、発明 α から得られる X を構成する要素 $A \cdot B$ と、発明 α' から得られる X を構成する要素 $C \cdot D \cdot E \cdot F \cdot G$ とはまったく異なるからです。



△パリ条約の優先権

やっぱり難しいですかねえ。「平成 26 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト」の「第 5 節 外国での権利取得」には次のように説明されています。

パリ条約が規定する優先権の主張は、双方の国がパリ条約の同盟国であることを条件に、ある国（例えば日本）で特許出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された発明について、一定の期間内に他の国（例えば韓国）でも特許出願する場合、後に出された韓国への特許出願（後の出願）に関して優先的な取扱いを認める制度です。すなわち、優先権を主張する「後の出願」に関する新規性や進歩性等の判断の基準日などについて、先の日本への特許出願（優先基礎出願）の日に提出された出願と同様の取扱いを受けることができます。

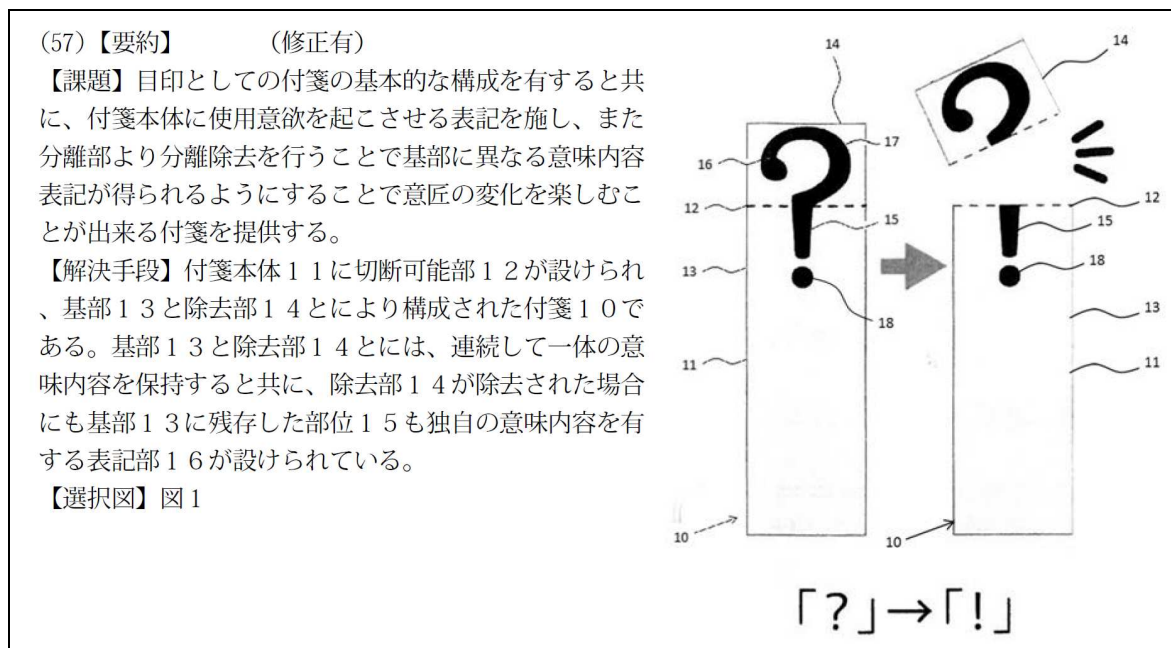
なお、「平成 26 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト」の全文は特許庁のホームページからダウンロードすることができます。いい教材になると思いますので、一度ご覧になられてはいかがでしょうか。特許庁のホームページの一番上の「サイト内検索」という欄に「初心者向け」と入力して検索すれば出てきます。

「知的財産権制度説明会（初心者向け）」は毎年行われています。無料ですし、印刷したテキストをもらえます。大阪では夏頃に実施すると思います。とはいうものの、平日の午後から実施されますので参加は難しいかもしれませんね。でも、運よく夏休みなどで参加できそうだったら、ぜひ参加されることをおすすめします。学生でもぜんぜん OK です。今年の日程はまだ決まっていないと思いますので、特許庁のホームページの一番上の「サイト内検索」という欄に「イベント」と入力してイベント情報

をウォッチしてください。

△実用新案は不要か

実用新案の制度を廃止してもよいのではないかという議論はありましたが、今のところ存続しています。費用が安い、短期間で権利がもらえるとといった特徴から小発明の保護に有効であるとされています。例えば、こんなとか。実際に販売していますよ。



実用新案登録第 3189016 号

△iPhone とアンドロイド携帯や格安スマホ

アップルは、もちろん特許や意匠や商標を上手に使って自社の製品を守っています。アップルは日本でもたくさんの特許や意匠や商標を取っています。また、アップルと Samsung は世界中で裁判を繰り返しましたね。

それでも、アンドロイド携帯や格安スマホが売られているのは、そこまでアップルの権利が及ばないからなのでしょう。裏を返せば、アップルの権利の及ばないところで製品を作っているということですね。

そこで考えなければならないのは、やっぱり特許権者と第三者のバランス、別のいい方をすれば、発明の保護と利用のバランスだと思うのです。現在のスマホ市場を築いたのがアップルであることは間違いないでしょう。そうだとすると、世の中にスマホは iPhone しかなくて、それ以外に選択肢は存在しないという状態が理想の状態なのではないでしょうか。それでこれからもスマホがどんどん良くなって、私たちの生活がより便利で快適なものになっていくのでしょうか。とはいうものの、スマホ市場の構築にアップルが果たした役割は計り知れないほど大きいですね。うーん、悩ましい。

△特許と実用新案が昭和 20 年に激減している理由について

昭和 20 年は終戦の年ですね。1945 年、太平洋戦争が終わった年です。そして、今年には戦後 70 年ということになるんですね。

♥電気コタツについて

今コタツといえば、テーブルの裏側にヒーターがついていて、テーブルの上に布団と天板をのせて、みかんを食べながら紅白を見るというあれですね。そう、冬場、サザエさんちの居間に置いてあるあれです。

ですが、この当時は家族だんらんのコタツというものはまだなく、もちろん電気毛布もありませんでした。暖房といえば火鉢だったのですが、夜寝るときに布団の中を暖かくするための電気製品として電気コタツが誕生しました。真ん中の女性の足元にある茶色の箱みたいなものです。この箱が適度な温度に暖まるので、この箱を布団の中に入れておけば、ほかほかあったかいというものです。電気コタツで火災の被害が問題になったというような話は知らないです。

ちなみに、二股ソケット（左）は真ん中の女性の手元にあって、二股ソケットの一方には電球がはめ込まれており、真ん中の女性は二股ソケットのもう一方に電気コタツのコンセントをはめ込もうとしているところです。アイロンを使うときも同じようにしたようです。今でいえば、タップ（右）のようなものですね。



二股ソケットと電気コタツとタップ（パナソニック株式会社のホームページより）

♥うたの☆プリンスさまっ♪

アニメでありゲームであり主題歌が売れている程度のことしか知らないです。中身はよくわかりません。

♥字がきれいに書けない

私もきれいに書けません。でも、大事なことは読み手のことを考えることと伝えたいんだという気持ちじゃないのかなあ。

♥免許を取っていきなり 400

以前にも書きましたが、クルマにしろバイクにしろ原付にしろ自転車にしろ、公道で運転するということは社会的な責任を伴う行為であるということを忘れないでくだ

さい。

で、いきなり 400 でも大丈夫かという話ですが、一般論からいえば、教習所では 400 で練習するんだから大丈夫ですよ。でも、個別には、あなたの体力や体格とよく相談してください。特に車重とシート高はしっかりチェックしてください。バイク雑誌に出てくる言葉でいえば、「取り回し」と「足つき性」です。できれば試乗して、それがだめでも必ずまたがってみてから決めてください。あとは、あなたがバイクに求めるものやあなたの経済力などが関係してきますね。最初のバイクですから、慎重に検討してください。

♥Ninja の性能について

H2R は別格として、基本的にはツアラー的性格の強いシリーズだと思います。よって乗りやすい。ZX シリーズとはちやいますね。

とはいえ、私にとっての Ninja といえば GPZ900R、そう映画「トップガン」でトム・クルーズがケリー・マクギリスの運転するポルシェ・スピードスターを追いかけるあれです。といっても、皆さんが生まれる前の映画だねえ。



写真はパラマウントジャパンと WEB ミスターバイクより

△最後に、「知財ふれあいフェスティバル」の案内を転載しておきます。私は土曜日に大学院の授業があるため、残念ながらこのフェスティバルに参加することができません。

キャラクターの知的財産に興味のある方で「講演会の部」に参加される方がおられたら、その時に配布された資料を見せてほしいなあ。ちなみに、申込は WEB でもできますし、学生でもぜんぜん問題ありません。

平成27年度「弁理士の日」記念事業 参考

知財ふれあいフェスティバル

**マスコット
キャラクターたちが
やってくる!**

**参加費
無料**

平成27年 **日時** 6月27日(土)

講演会の部 13:00~17:00 (開場12:00)	イベントの部 10:00~16:00
テーマ キャラクタービジネスから学ぶ著作権と知財戦略 <small>※先着順・事前申込制 (お申し込みはホームページ又はFAXにて)</small>	テーマ 身近に楽しむ知的財産 <small>※申込不要</small>
会場 松下IMPホール <small>(大阪市中央区城見1-3-7)</small>	会場 ツイン21アトリウム <small>(大阪市中央区城見2-1-61)</small>
定員 700名	定員 なし

第1部 基調講演	第2部 パネルディスカッション	I. ステージ
基調講演1 キャラクターの保護と著作権 茶園 成樹 氏 <small>(大阪大学大学院高等司法研究科 教授)</small>	ミニ講演1 ライセンシング・ビジネスの概要とその仕組み 谷口 香織 氏 <small>(LIMAジャパン(一般社団法人日本ライセンス・ビジネス協会)理事・セキラルマネージャー)</small>	サイエンスショー (1)11:00~11:30 (2)14:00~14:30 君も今日からエジソン(寸劇) 12:00~13:00 マスコットキャラクターと弁理士によるトークショー 15:00~15:15
基調講演2 ユニバーサル・スタジオ・ジャパン®におけるキャラクターライセンス契約の実務 北口 圭介 氏 <small>(株式会社ユー・エス・エイ法務部 部長)</small>	ミニ講演2 著作権を補強する意匠と商標 松井 宏記 氏 <small>(レクシア特許法律事務所・代表パートナー 弁理士)</small>	II. 常設会場
	パネルディスカッション モデレーター 松下 正 氏 <small>(法務省特許事務所 弁理士)</small> パネリスト 茶園成樹 氏、北口圭介 氏、 谷口香織 氏、松井宏記 氏	発明工作教室 ブース展示 (知財制度の紹介/全国発明婦人協会/通天閣公認ピリケン) キャラクター撮影会 クイズコーナー

7月1日は「弁理士の日」 明治32(1899)年、弁理士法の前身である「特許代理業者登録規則」が施行されました。その施行日を記念し、7月1日を「弁理士の日」に制定しました。

主催
日本弁理士会近畿支部

後援/近畿経済産業局、一般社団法人滋賀県発明協会、一般社団法人京都発明協会、一般社団法人大阪発明協会、
 一般社団法人兵庫県発明協会、一般社団法人奈良県発明協会、一般社団法人和歌山県発明協会、一般社団法人日本知的財産協会

お問い合わせ先 **日本弁理士会 近畿支部** TEL.06-6453-8200 <http://www.kjpa.jp/>

平成27年度
弁理士の日記念事業

知財ふれあい

I. 講演会の部

キャラクタービジネスから学ぶ著作権と知財戦略

会場 松下IMPホール / 定員 700名 / 時間 13:00～17:00(開場12:00)

※先着順・事前申込制(お申込みはホームページ又はFAXにて)

プログラム

12:00～	開場
13:00～13:10	開会の辞
<第1部 基調講演>	
13:10～14:10	基調講演1「キャラクターの保護と著作権」
14:10～15:10	基調講演2「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン®におけるキャラクターライセンス契約の実務」
15:10～15:25	休憩
<第2部 パネルディスカッション>	
15:25～15:40	ミニ講演1「ライセンス・ビジネスの概要とその仕組み」
15:40～15:55	ミニ講演2「著作権を補強する意匠と商標」
15:55～16:55	パネルディスカッション
16:55～17:00	閉会の辞

第1部

基調講演
1

キャラクターの保護と著作権

茶園 成樹氏 大阪大学大学院高等司法研究科 教授

キャラクターに関しては様々な法律が関係するが、本講演では、おそらく最も重要な法的保護手段である著作権法による保護の問題として、主として、ポパイ事件やキャンディ・キャンディ事件、ひこにゃん事件等のキャラクターに関する裁判例を紹介することを通じて、どのようなキャラクターが保護されるかや、誰が権利を

有するか、いかなる内容の権利が与えられるか、どのようにして権利を活用することができるか等について考察します。また、キャラクターが商標法等の他の法律によって保護されている場合に、その保護と著作権法による保護との関係がいかに規律されるかについても検討します。

基調講演

2

ユニバーサル・スタジオ・ジャパン®におけるキャラクターライセンス契約の実務

北口 圭介氏 株式会社ユー・エス・ジェイ法務部 課長

2014年7月に、ハリリー・ポッターのテーマパーク、「The Wizarding World of Harry Potter™」がオープンし、開業以来最高の入場者数を記録するなど、今話題のユニバーサル・スタジオ・ジャパン®についてご紹介するとともに、テ

マパークにおいて米国ユニバーサル社をはじめとする様々なコンテンツホルダーから許諾を得て使用されているライセンス財産に係る契約実務を、ライセンス側の立場から解説します。

第2部

パネル
ディスカッション

キャラクタービジネスから学ぶ著作権と知財戦略

ミニ講演
1

ライセンス・ビジネスの概要とその仕組み

谷口 香織氏

(LIMAジャパン[一般社団法人日本ライセンス・ビジネス協会]理事・ゼネラルマネージャー)

ミニ講演
2

著作権を補強する意匠と商標

松井 宏記氏 (レクシア特許法律事務所・代表パートナー 弁理士)

パネルディスカッション

モデレーター 松下 正氏 (古谷国際特許事務所 弁理士)

パネリスト 茶園成樹氏、北口圭介氏、
谷口香織氏、松井宏記氏

フェスティバル

参加費
無料

II. イベントの部

身近に楽しむ知的財産

会場 ツイン21アトリウム / 定員 なし / 時間 10:00～16:00

※申込不要

<ステージ>

<常設会場> 10:00～16:00

プログラム

- | | | |
|---------------|--------------------------|-----------------------------|
| ① 11:00～11:30 | サイエンスショー(1) | ⑤ 発明工作教室 |
| ② 12:00～13:00 | 君も今日からエジソン(寸劇) | ⑥ クイズコーナー |
| ③ 14:00～14:30 | サイエンスショー(2) | ⑦ キャラクター撮影会 |
| ④ 15:00～15:15 | マスコットキャラクターと弁理士によるトークショー | ⑧ ブース展示1(知財制度の紹介) |
| | | ⑨ ブース展示2(女性目線の身近な発明品) |
| | | ⑩ ブース展示3(関西を代表する福の神・ビリケンさん) |

内容

①③ サイエンスショー(1)(2)

そうだ! 実験してみようふしぎを楽しく科学する。
大阪市立科学館の出張サイエンスショー!
※大阪市立科学館 <http://www.sci-museum.jp/>

(1) 世界一かんたんブーメラン(11:00～11:30)

回転しながら飛び、投げると戻って来るブーメランにはどのような力が働いているのでしょうか。だれでもかんたんに作れる紙ブーメランの作り方をまじえて実験します。



(2) 見える、見えないの不思議(14:00～14:30)

液晶テレビなどに使われている「偏光板」というものを使って、見えなかったものが見えてきたりする不思議なことがおこります。

② 君も今日からエジソン(寸劇)

(12:00～13:00)

エジソンの発明を例に「発明の楽しさを実感」してもらいます。また、その発明品に詰め込まれたアイデアを守る仕組み(特許制度)があることを理解してもらいます。



④ マスコットキャラクターと弁理士によるトークショー

(15:00～15:15)

弁理士とマスコットキャラクターの意外な関係を、ゆる～いトークでご説明します。
<登場マスコットキャラクター>

- ・はっぴょん：日本弁理士会のマスコットキャラクター。発明者の味方。
- ・ビリケンちゃん：通天閣公認のビリケンさんのキャラクター。ラッキーゴッド。
- ・浜寺ローズちゃん：浜寺ローズカーニバルのマスコットキャラクター。バラの妖精。

⑤ 発明工作教室

ビーダマとプラスチック製のお皿、厚紙を自由に加工してもらい、お皿の上に乗ったビーダマの上で厚紙が定位置で回転する回転台を作ってもらいます。この工作では、「解決手段は1つではない。失敗は成功のもと。」ということ、モノ作りを通じて実感してもらいます。



⑥ クイズコーナー(はっぴょんの弁理士クイズ)

パネルを回りながらクイズに答えていただきます。解答者には、参加賞を配布します。

⑧ ブース展示1(知財制度の紹介)

ヒット商品を支える知的財産権・弁理士等をパネルで紹介いたします。

⑨ ブース展示2(女性目線の身近な発明品)

全国発明婦人協会の会員による発明品を展示・紹介します。

⑩ ブース展示3(関西を代表する福の神・ビリケンさん)

あなたの知らないビリケンさんのこと、少しだけ紹介します。黄金のビリケン像も展示。足裏を撫でてご利益をもらいましょう!

⑦ キャラクター撮影会(随時)

3体のマスコットキャラクターと写真撮影ができます(カメラはご持参ください)。いつどのマスコットキャラクターと撮影できるかは、会場に来てからのお楽しみです。



はっぴょん©



ビリケンちゃん
©田村勲



浜寺ローズちゃん©

平成27年度「弁理士の日」記念事業
知財ふれあいフェスティバル 参加費
無料

日時 平成27年**6月27日(土)**
 講演会の部 : 13:00~17:00 (開場12:00)
 イベントの部 : 10:00~16:00

会場 **松下IMPホール**(講演会の部) ※会場内は飲食禁止です。
 大阪市中央区城見1丁目3-7
ツイン21アトリウム(イベントの部)
 大阪市中央区城見2-1-61

JR環状線・JR東西線「京橋駅」より
 西口改札を出て大阪城京橋プロムナードを通り抜けます。
 徒歩5分

京阪本線「京橋駅」より
 片町口改札を出て大阪城京橋プロムナードを通り抜けます。
 徒歩5分

地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク」より
 改札を出て4番出口 徒歩1分



講演会の部 13:00~17:00

テーマ **キャラクタービジネスから学ぶ著作権と知財戦略**
 ※先着順・事前申込制 (お申し込みはホームページ又はFAXにて) **会場** 松下IMPホール **定員** 700名
 (大阪市中央区城見1-3-7)

イベントの部 10:00~16:00

テーマ **身近に楽しむ知的財産**
 ※申込不要 **会場** ツイン21アトリウム **定員** なし
 (大阪市中央区城見2-1-61)

第1部 基調講演

基調講演1
キャラクターの保護と著作権
茶園 成樹 氏
(大阪大学大学院法学研究科 教授)

基調講演2
ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにおけるキャラクターライセンス契約の実務
北口 圭介 氏
(株式会社ユニ・エス・エイ 法務部長)

第2部 パネルディスカッション

ミニ講演1
ライセンス・ビジネスの概要とその仕組み
谷口 香織 氏
(LIMAジャパン(一)特許法律事務所 日本ライセンス・ビジネス協会 理事・セキラルマネージャー)

ミニ講演2
著作権を補強する意匠と商標
松井 宏記 氏
(レクシア特許法律事務所・代表パートナー 弁理士)

パネルディスカッション
モデレーター 松下 正 氏 (名古屋特許事務所 弁理士)
パネリスト 茶園成樹 氏、北口圭介 氏、谷口香織 氏、松井宏記 氏

I. ステージ

サイエンスショー (1)11:00~11:30 (2)14:00~14:30
 君も今日からエジソン(寸劇) 12:00~13:00
 マスコットキャラクターと弁理士によるトークショー 15:00~15:15

II. 常設会場

発明工作教室
 ブース展示(知財制度の紹介/全国発明婦人協会/通天閣公設びりケン)
 キャラクター撮影会
 クイズコーナー

講演会の部
申し込み方法
FAX 下の申込書に必要事項をご記入のうえ、切り取りずにそのままお送りください。
ホームページ 日本弁理士会近畿支部のホームページ (<http://www.kjppa.jp/>) よりお申し込みください。
お問い合わせ先 〒530-0001 大阪市北区梅田3-3-20 明治安田生命大阪梅田ビル25階 日本弁理士会近畿支部 **TEL : 06-6453-8200** **URL : <http://www.kjppa.jp/>**

イベントの部 ※事前のお申し込みは必要ございません。当日直接会場へお越しください。

弁理士の日 記念事業 **講演会の部** **申込書** 日本弁理士会近畿支部行 **FAX : 06-6453-8210**
※イベントの部は申込不要です

フリガナ		勤務先	
お名前		所属部署名	
ご住所	〒	TEL	() ()
		FAX	() ()
E-mail	@	※当講演会の追加案内をさせていただく場合がございますので、なるべくご記入願います。	
今後、日本弁理士会近畿支部が行う講演会・セミナー等の案内を希望されますか?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

●お申し込み後は参加証を発行致しませんので直接会場にお越し下さい。 ●会場へのお問い合わせはご遠慮ください。
 ●定員となり次第、締め切らせていただきますのでご了承願います。 ●会場内は飲食禁止です。
 ●本申込書に記載された個人情報保護は本講演会の参加者名簿として管理し、その他の目的のために使用致しません。

平成 27 年 5 月 29 日

産業社会と知的財産(第 8 回(内容は第 9 回分))

小テスト

学生番号： _____

氏 名： _____

Q1 我が国において、戦後、外国からの技術導入が進んだ要因は何ですか。

Q2 我が国における社会的インフラに関する産学連携の最初の成功事例は何ですか。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第8回(内容は第9回分))

小テスト解答

Q1 我が国において、戦後、外国からの技術導入が進んだ要因は何ですか。

特許権を中心とした技術の保護とパッケージ化
パッケージには、特許の他に人・物・情報を含む。

Q2 我が国における社会的インフラに関する産学連携の最初の成功事例は何ですか。

大阪大学、近畿日本鉄道株式会社、立石電機株式会社(現オムロン株式会社)、阪急電鉄株式会社の産学連携による自動改札機の実用化

- ：授業について
- △：知的財産について
- ：勉強について
- ♥：趣味について

○学修のポイント

第8回の小テストは、特に Q2 について間違えている人が多いように思いました。テキストの各回の最初に「学修のポイント」を記載していますが、いまいちポイントを外しているかもしれません。今からテキストを直すわけにもいきませんので、できるだけポイントがしっかり伝わるように話をするようにします。

○【重要】試験について

テキスト〔上〕〔下〕のみ持込可とします。テキストには、何が書き込まれていてもかまいません。その他の参考書等は持込みできません。でも、たぶん必要ないです。

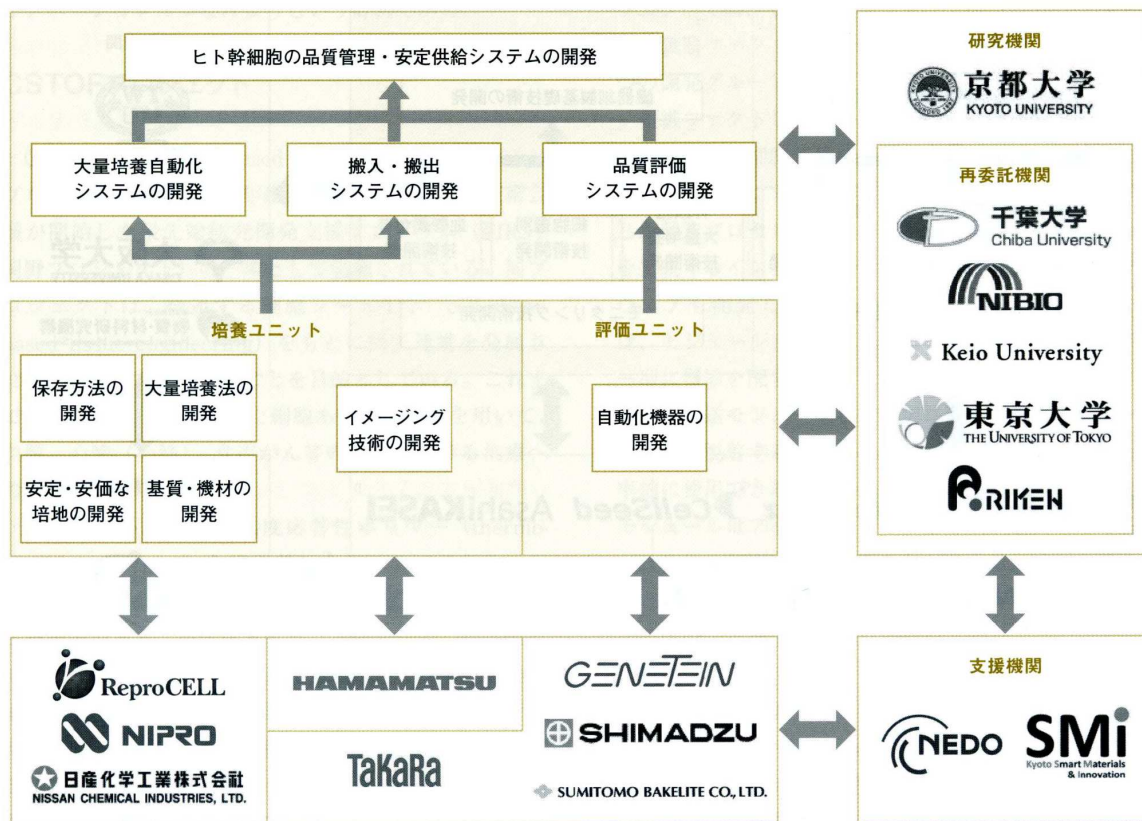
この授業は覚えることを目的としていません。知的財産に興味をもち、自ら調べ、自ら考える姿勢が身につけばそれでよいです。したがって、試験といっても、例えば「○○の中であなたが興味をもった○○について、その概要とあなたがその○○に興味をもった理由を述べよ。」みたいな感じにしようと思っています。

△産学連携について

産学連携の「産」は「産業」の「産」であって、主に会社を示します。一方、産学連携の「学」は「学問」の「学」であって、主に大学を示します。産学連携とは、会社と大学が協力して新しいものを生み出す取組みです。これに国や地方公共団体の組織も加わる場合は産学官連携とよばれます。

産学連携は、古いところでいえば、第7回の授業でお話した東大の池田菊苗博士によるグルタミン酸ナトリウムの研究と味の素株式会社による商品化があります。それから、最近の産学官連携の目玉はやっぱり京大を中心とした iPS 細胞やヒト ES 細胞プロジェクトではないでしょうか。

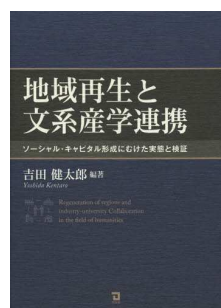
次の図は、ヒト ES 細胞プロジェクトの概要を示すものです。左下が「産」のグループ、右上が「学」のグループ、右下が「官」のグループです。



一橋ビジネスレビュー61 巻3号 76 ページより

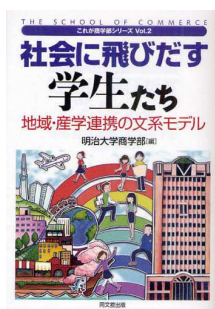
今日、ほとんどすべての大学が産学連携のプロジェクトを進めています。本学でも研究支援推進センターを窓口として地域の会社等との連携を図っています。

さらにいえば、産学連携は理系だけのものではありません。本学のプロジェクト活動である「知財 PR 隊」(http://www.oit.ac.jp/project_movie2013/html/project03.html)も立派な産学連携といえるでしょう。



吉田健太郎編著『地域再生と文系産学連携』（同友館、2014年）
税込み 3024 円

かなり固い。かなり難しい。



明治大学商学部編『社会に飛び出す学生たち 地域・産学連携の文系モデル』（同文館出版、2011年）
税込み 1836 円

△ジャパン・オリジナルの発明に興味がある人へ



武田知弘『大日本帝国の発明』（彩図社、2015年）
税込み 580 円



武田知弘『じつは身の回りにあふれている日本の「すごい」発明』（だいわ文庫、2013年）
税込み 702 円



インタビュービジョン21『図解世界に誇る日本のすごいチカラ』（知的生きかた文庫、2012年）
税込み 648 円

発明だけではないけれど。

もしかすると、皆さんが社会へ出て、新しいジャパン・オリジナルの誕生に立ち会うことになるかもしれませんよ。ひょっとすると、皆さん自身がジャパン・オリジナルの生みの親になるかもしれない。ジャパン・オリジナルを生み出すのは、理系だけの特権ではないように思います。

ちなみに、私自身が誕生に立ち会ったジャパン・オリジナルは、開発のメンバーとしてプラズマテレビ（富士通の方が先だけど）と DVD プレーヤー（東芝の方が先だ

けど)、知財のメンバーとしてミラーレス一眼カメラ（世界初）があります。

△特許の有効性

日本で特許を登録したら、その特許は日本の中でのみ有効です。同じ発明についてアメリカでも特許がほしいと思ったら、同じ発明についてアメリカでも特許の申請をしなければなりません。中国やその他の国についても同じです。

これは結構大変です。そこで、手続きだけでも少し楽にできないかなあということのでいくつかの条約があります。第7回でお話したパリ条約の優先権制度もその一つです。

△技術の保護とパッケージ化

技術は特許によって保護されます。では、技術のパッケージ化とはどういうことでしょうか。

ちょっと恥ずかしいですが、昔々、エレキギターを始めようと思って挫折したことがあります。最近、もう一回トライしてみようということで買ってしまいました。エレキギターとアンプとケーブルとチューナーとケースとストラップとピックとスタンドのセットです。教本は別に買いましたが、とりあえずこれだけあればすぐに始められるというものです。本当は、ヤマハ大人の音楽レッスンに行きたいのですが。

それはさておき、技術についても、特許の説明書を見ただけで、すぐにその技術を使えるようになるかということそれは難しいです。そこで、技術について教えてくれる先生とその技術を使うために必要な機械と特許の説明書よりも詳しい情報とを特許と一緒にセットにした技術の初心者向け入門セットみたいなものが技術のパッケージです。

△PS4でPS3のソフトを起動できるようにする

違法にコピーされたソフトを起動できるようにする装置やプログラムを販売したりすると不正競争防止法にひっかかります。PS4でPS3のソフトを起動できるようにしたという具体的な話は知らないのですが、PS3のソフトがPS4では動かないように作られており、それを無理やりPS4で動かすような装置やプログラムを販売したりすると不正競争防止法にひっかかる可能性があります。

△中小企業と特許

「知識がない」「人がいない」「お金がない」だから特許が大事といわれてもどうしたらいいのかわからないというのは中小企業の正直な悩みだと思います。でも、技術を中心に会社を伸ばしていこうと思うと特許は避けて通れないです。

「知識がない」という点については、知財総合支援窓口というものがあるが全国にあっていろいろな相談にのってくれます。本学のプロジェクト活動である「知財PR隊」も貢献していますね。

私も、関西ネットワークシステムという産学官民連携の異分野コミュニティにおける「ものづくり・ひとづくり研究会」の中で「工業デザインと知的財産」という勉強

会を立ち上げようとしているところです。まだどうなるかよくわかりませんが、興味のある人はぜひ一緒にやりませんか。

「人がいない」という点については、本学の出番です。皆さんの活躍の場がいくらでもあるということです。「お金がない」という点については、中小企業に対する特許料の割引制度があります。

そうはいつても、中小企業にとって特許を始めとした知的財産の取組みはハードルが高いのも事実です。結構なお金がかかるけれども、それによる効果はすぐには表れないのが普通だからですね。地道に成功例を増やしていくしかなさそうです。

特許庁は「知的財産権活用企業事例集 2014 知恵と知財でがんばる中小企業」というのをまとめています。特許庁のホームページの一番上の「サイト内検索」という欄に「知的財産権活用企業事例集」と入力して検索すれば出てきます。

一方、パナソニック等の大企業では、知的財産に関する専門の部署があり、そのための予算も最初から割り当てられています。知的財産は、将来への投資であるという考え方が定着しているからです。

△シャープのお掃除ロボット「COCOROBO <黒執事 Ver.>」

セバスチャン・ミカエリスのボイスが搭載されているのですね。で、そのボイスはどのような権利で守られるかということですね。

アニメのキャラクター等を商品に使用する権利を商品化権といいます。商品化権は法律によって決められている権利ではありません。アニメ制作会社とアニメのキャラクターを使った商品を作ろうとする会社が結ぶ契約によって発生する権利です。

このような契約によって、黒執事のアニメ制作会社であるアニプレックスはシャープに商品化権を与え、シャープはその商品化権に基づいてお掃除ロボット「COCOROBO <黒執事 Ver.>」を作ったのですね。

では、例えば、そのボイスを録音し、自作の動画にアフレコして YouTube にアップすると誰のどのような権利を侵害することになるのでしょうか。

そのボイスのセリフが原作マンガのセリフやアニメのセリフの特徴を再現するようなものである場合、1) 原作マンガの著作者である枢やな先生の著作権と 2) 黒執事のアニメ制作会社であるアニプレックスの著作権と 3) そのボイスを録音したシャープの著作隣接権と 4) 声優である小野大輔さんの著作隣接権を侵害すると思われま

す。ちなみに、著作隣接権は授業では説明していませんが、著作権とはまた別の権利です。著作権は著作物を創った人に与えられる権利です。一方、著作隣接権は、自分で作品を創ったわけではないけれど、他の人が創った作品を多くの人に伝えるためにがんばった人や会社に与えられる権利です。具体的には、俳優・声優・歌手等とレコード会社・放送局に与えられる権利です。シャープはそのボイスを録音したので、レコード会社と同じように扱われます。

そのボイスのセリフが原作マンガのセリフやアニメのセリフの特徴を再現するようなものでない場合でも、3) そのボイスを録音したシャープの著作隣接権と 4) 声優である小野大輔さんの著作隣接権を侵害すると思われま

す。ところで、パナソニックが「うたの☆プリンスさまっ♪」のお掃除ロボットを作れ

ば売れますかね。あいやその前に、お掃除ロボット「COCOROBO <黒執事 Ver.>」の予約状況ってどうなのでしょう。15万円ですよ。買う？



SHARP Cloud Labs のホームページより

△日本のデジタル家電はなぜアップル等の後追いになってしまったのか

授業ではパスしてしまいましたが、テキスト〔上〕第5回のところにヒントがあるかもしれません。インテルの事例とアップルの事例です。

インテルは内クローズ外オープン型の知財戦略を採りました。パソコンの心臓部である CPU の中身は秘密にして他の会社には作れないようにしました。一方で、CPU と外とをつなぐインターフェースは誰にでもわかるように公開しました。これによって、パソコンや周辺機器を作る会社がどんどん増えました。それにとまってインテルの CPU もどんどん売れるようになったのです。

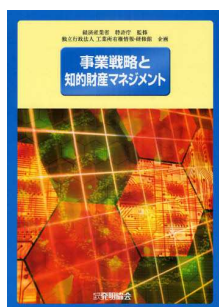
これに対してアップルの知財戦略はコンセプト型です。どのような機器やサービスがあればお客さんに驚きと感動を届けることができるかというところからスタートし、そのような機器やサービスを実現するために必要な技術をそろえます。大事なのは技術ではなく、どのような機器やサービスによってお客さんに驚きと感動を届けるかというところにあります。

内クローズ外オープン型の知財戦略やコンセプト型の知財戦略は、日本がアメリカに学ぶべき戦略でしょう。デジタル家電という視点からは、コンセプト型の知財戦略の方がより重要なかもしれません。とはいえ、それがすべてではないようにも思います。日本には日本なりのイノベーションのあり方というものがあるのもいいように思います。少し難しいかもしれませんが、参考書をご紹介します。

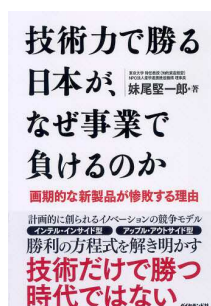


真壁昭夫『日の丸家電の命運』（小学館 101 新書、2013 年）

税込み 778 円



経済産業省特許庁監修 『事業戦略と知的財産マネジメント』
(発明協会、2010年)
税込み 927円



妹尾堅一郎『技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか』
(ダイヤモンド社、2009年)
税込み 2592円

□初心者向け知的財産権制度制度説明会 2015

今年の説明会について案内が出ました (http://www.jiii.or.jp/h27_shoshinsha/)。このホームページから申込みができます。下記の①②④は難しいかもしれませんが、③に行ける人は参加されることをおすすめします。

＜大阪会場＞	
①	日時：平成27年7月6日(月) 13:30～17:00 場所：大阪会館 Aホール (大阪市中央区本町4-1-52(北御堂下)) (定員300名) http://www.o-kaikan.com/access.html
②	日時：平成27年7月30日(木) 13:30～17:00 場所：新大阪丸ビル別館 Hタイプ (大阪市東淀川区東中島1-18-22) (定員200名) http://www.japan-life.co.jp/jp/conference/map.html
③	日時：平成27年8月27日(木) 13:30～17:00 場所：クリエイターズプラザ 技術交流室 (東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪 南館3F) (定員200名) http://www.c-plaza.org/background/access.html
④	日時：平成27年9月25日(月) 13:30～17:00 場所：大阪会館 Aホール (大阪市中央区本町4-1-52(北御堂下)) (定員300名) http://www.o-kaikan.com/access.html

♥最近すごいと思った発明

Apple Watch かわいいですね。グリーンのSPORTとかほしいなあ。おっと、iPhoneをもってなかった。

他には、DeNA と ZMP という会社が新たに作ったロボットタクシーという会社が気になります。東京オリンピックの年にロボットタクシーを走らせるという計画で、今年の秋にも実証実験を始めたいとのことでした。

あと、地味なところで永谷園の「おにぎり茶づけ」かな。おにぎりは別に買わないといけないうし、この商品に発明が使われているかもよくわかりませんが、発想が「なるほど」と思わせるのです。



永谷園のホームページより

♥阪急北千里駅の看板

阪急北千里駅に、初めて自動改札になったという看板があるのです。教えてくれてありがとうございます。



写真は、阪急電鉄「ブログ de バーチャル駅長」「なかっちゃんの『東西南北☆丸ごと Hankyu!』」より。

♥東京で自動改札の普及が遅れた理由

よくは知らないのですが、関東では国鉄（今の JR 東日本）や私鉄の相互乗り入れが多くてややこしかったことや、駅員が減らされてしまうことを心配して自動改札の導入に反対したというようなことがいわれています。

♥インスタントラーメン発明記念館

教えてくれてありがとうございます。阪急池田駅から徒歩5分で無料だそうなので、お近くの方は見学されてはいかがでしょうか。私も機会があれば行ってみたいです。

♥太平洋戦争について

非常に詳しく知っている人もいますね。教えてくれてありがとう。

♥スーツやら靴やら

おしゃれですか。ありがとうございます。スーツやら靴やらはイオンモール堺北花田の THE SHOP TK MIXPIECE でバーゲンのときに買っちゃいます。全部、嫁が選んでくれるので、私はついていくだけです。

♥ゲームにおすすめのテレビ

昔は液晶の応答速度が遅くって、速い動きにはついていけないというようなことがありましたが、今はぜんぜんそんなことはありません。よって、好みで選ばれたらよいと思いますが、とはいえ大きすぎると画面全体が視野に入りにくいし経済的にもしんどいですから、19インチから24インチ、20000円から30000円程度でしょうか。32インチまでいくと少し高くなりますね。

♥Twitter

ご自身の Twitter を教えてくれた人、ありがとう。

♥サマーウィー

ラブライブ！μ's「夏色えがおで1,2,Jump!」ってやつですか。

♥ハーレータイプかレーサータイプか

うーん、それってバンドやりたいけど、ギターがいいかベースがいいかって感じですかね。ちょっと違うか。

ハーレータイプは、アメリカンタイプっていわれます。基本、早く走ろうとか、きれいにコーナーをクリアしようとかいうこととは無縁です。ゆったりと音や振動を楽しみながらどこまでも行くぜ的なバイクです。シート高が低いので足つき性はいいですが、車重は比較的重いです（写真左）。

レーサータイプは、スポーツタイプとレプリカタイプに分かれます。車体がカウルでおおわれていてエンジンはほとんど見えないです。で、注意してほしいのは、同じように車体がカウルでおおわれていても、スポーツタイプとレプリカタイプはぜんぜん違うバイクだということです。

スポーツタイプはハンドル位置が比較的高いです。そこそこスポーティに街乗りやツーリングを楽しもう的なバイクです（写真中央）。これに対してレプリカタイプはハンドル位置がかなり低いです。前傾姿勢でイケイケどんどのバイクです（写真右）。

仮面ライダーみたいなバイクに乗りたいたいのであれば、スポーツタイプのバイク（写真中央）をおすすめします。



写真は carview!のホームページより

♥バイクを所持するにあたって社会的責任以外に気を付けること

まずはおめでとう。よかったねえ。大切に乘ってください。

社会的責任以外に気を付けることといわれれば、まずは盗難やいたずらです。気を付けていてもどうしようもないこともあります。とめておくときは頑丈なロックをしたうえでカバーをかけてください。その次は、メンテですね。いつも最高の状態にしてあげてください。

最後は少し説教っぽくなってしまいますが、調子こかないことですね。いつも謙虚な姿勢で向き合ってください。では、バイクライフを楽しんでください。

平成 27 年 6 月 12 日

産業社会と知的財産(第 9 回(内容は第 10 回分))

小テスト

学生番号： _____

氏 名： _____

Q1 特許出願に拒絶理由があるとき、審査官が出願人に送る書類を何とといいますか。

Q2 Q1 の書類を受け取った出願人が審査官に送る書類を何とといいますか。二つあげなさい。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第9回(内容は第10回分))

小テスト解答

Q1 特許出願に拒絶理由があるとき、審査官が出願人に送る書類を何とといいますか。

拒絶理由通知書

Q2 Q1の書類を受け取った出願人が審査官に送る書類を何とといいますか。二つあげなさい。

意見書

補正書(正式には、手続補正書)

- ：授業について
- △：知的財産について
- ：勉強について
- ♥：趣味について

○【重要】特別講義の一部変更

6月26日に予定しておりましたミライエ国際特許事務所・植田吉伸先生の特別講義を7月10日に、7月10日に予定しておりました塩野義製薬株式会社・松本弥生様の特別講義を6月26日にそれぞれ変更します。変更後の予定を示します。

6月19日	大阪工業大学大学院教授 パナソニック IP マネジメント株式会社顧問 内藤浩樹 先生
6月26日	塩野義製薬株式会社 松本弥生 様
7月3日	トヨタテクニカルディベロップメント株式会社 佐々木剛史 様
7月10日	ミライエ国際特許事務所 植田吉伸 先生

○特別講義の感想文について

特別講義では資料を配布しますので、講師の先生のお話を聞きながら、大事なポイントを資料の余白にメモするようにしてください。それを見て、忘れないように、できるだけその日のうちに感想文を作成するようにしてください。

△進歩性に関する私見（テキスト 61 ページ）について

審査官は意見書に書かれた意見を受け入れて特許権を与えましたが、私個人としては、進歩性に欠けると思います。では、これが実用新案だったとしたらどうかというお話ですね。

特許の進歩性の基準は「簡単に思いつかないこと」です。これに対して、実用新案の進歩性の基準は「極めて簡単に思いつかないこと」です。それで、私の考えですが、実用新案でもやっぱり進歩性に欠けるのではないかと思います。つまり、引用文献 1 を見れば「極めて簡単に思いつく」ように思います。

私が特に問題だと思うのは、引用文献 1 から導くことができる卵焼き器はテキスト 61 ページ図 54 の (c) です、で終わってしまうことです。これって、現実をみていない、あまりに形式的な議論ではないでしょうか。だって、(c) の卵焼き器では卵焼き作れないですもん。そしたら、普通 (d) のようにしませんか。

特許庁の審査官は出願人と書面だけでやり取りするのが普通です。なので、ややも

すると現実をみることなく、形式だけで判断するような場合があるのではないかと思います。紙だけで済ましてしまうからですね。

とはいうものの、このような小さな工夫が生活をより便利にするんだよ、だから実用新案をあげるべきだよという意見も十分説得力があると思います。難しいところですね。

△パナソニックの知財担当者数

授業で 800 人くらいといました。これは本社の知財担当者数ではなくて、パナソニック全体の知財担当者数です。そう考えると、少ないように感じますか。これくらいの人数で、知財の戦略やら出願やら他の会社との交渉やらをやっています。

△中小企業の定義

ほとんどが中小企業基本法によって決められた定義に従っていると思います。製造業だと、従業員 300 人以下または資本金 3 億円以下の会社です。これを超えると大企業になります。

△願書における【あて先】の記載について (テキスト 41 ページ)

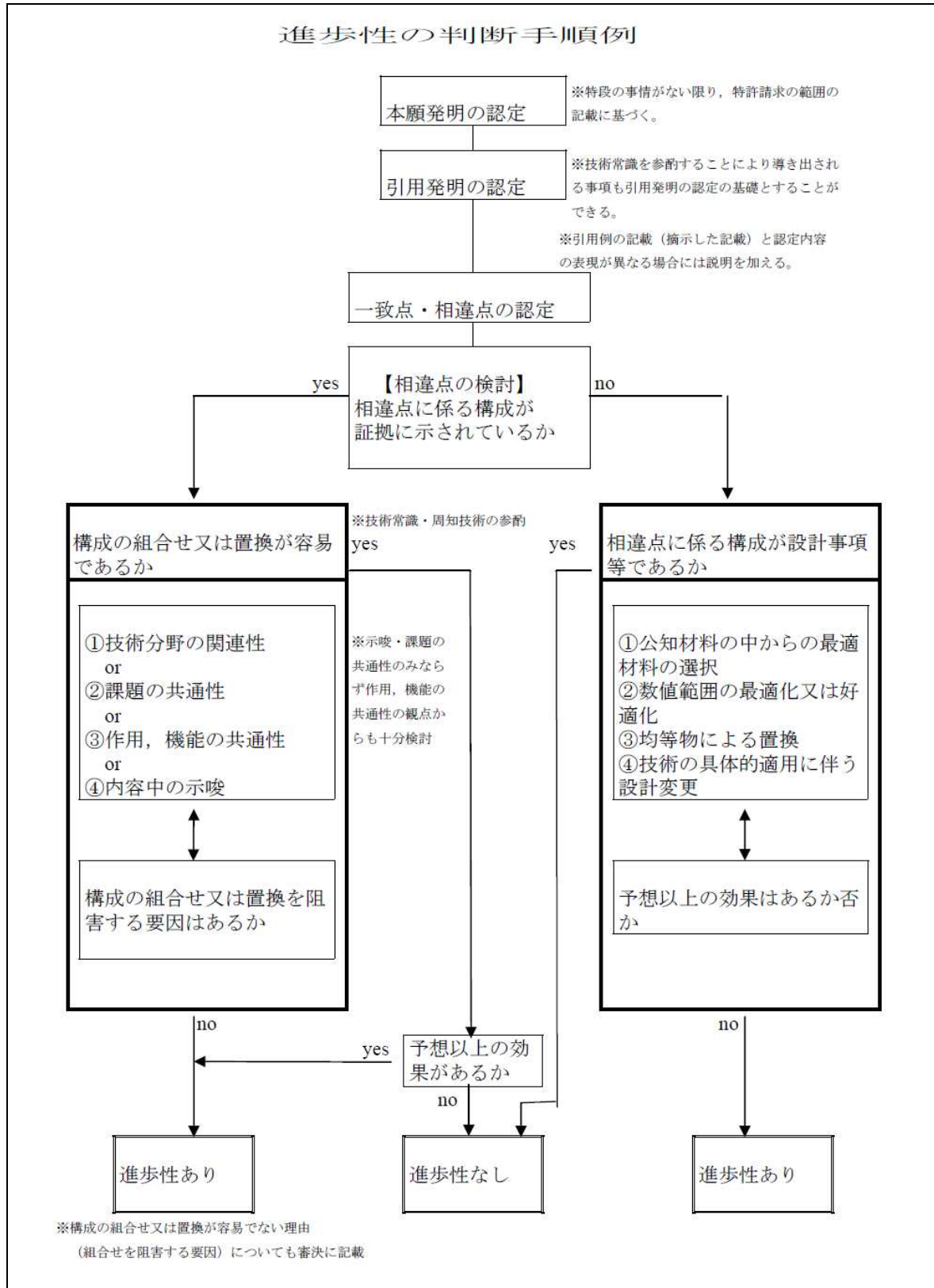
【あて先】は必ず「特許庁長官殿」と書きます。もちろん、特許庁長官が全部の願書を読むわけではありません。特許法 36 条は、次のように規定していますので、便宜上「特許庁長官殿」と書くんですね。これを「特許庁御中」なんて書くとだめなんです。法律って面倒くさいですね。

(特許出願)

第三十六条 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

△進歩性の判断基準

特許庁が示している進歩性の判断基準は次の図のようになっています。出願人としては、この図で右下か左下にいくようにがんばればいいんですね。



特許庁「進歩性検討会報告書（2006年度）」124 ページ

△ゲームの著作権とゲームを構成する要素の著作権

ゲームは著作物です。「ゲームを構成する要素」というのが具体的にどのようなものを指すのかよくわからなかったのですが、ゲームがマンガやアニメを基にして作られ

ている場合、ゲームに登場するマンガやアニメのキャラクターも著作物です。それから、ゲームの中で使われている音楽も著作物です。

でも、ゲームの著作者（多くの場合、ゲームを作る会社）と、ゲームの基になったマンガやアニメの著作者やゲームに使われた音楽の著作者とが、もめたというような事件はあまり知らないです。ここらあたりは、実際にゲームを作る前に契約でしっかり決めておきましょうということが徹底されているのではないのでしょうか。

△『だがしかし』

こんなマンガがあったんですね。知らなかったです。駄菓子屋さんを舞台にしたお話ですね。昭和の香りがしそうです。読んでみようかな。

で、『ハイスコアガール』の事件では、マンガの中でゲームのキャラクターなどを描いたのが著作権侵害ではないかということでした。一方、『だがしかし』では、マンガの中で実際に売られている駄菓子を描いています。さて、これが『ハイスコアガール』と同じような問題になるかどうかです。

でも、普通、駄菓子そのものや駄菓子のパッケージは著作物ではないですね。なので、基本、著作権侵害は考えられないです。それから商標ですが、駄菓子の名前、例えば「うまい棒」が商標登録されていて（商標登録第 3153936 号、株式会社やおきん）、それをそのままマンガの中で描いたら商標権侵害になるのでしょうか。実は、これは商標権侵害にはならないのです。株式会社やおきん以外の会社が「うまい棒」という名前のお菓子を発売したら、それは商標権侵害になりますが、マンガの中で「うまい棒」を描いても商標権侵害にはなりません。



そうすると、あとは駄菓子のパッケージに特徴のあるキャラクターが描かれているようなものを、マンガの中で描く場合ですね。これはもしかすると著作権侵害になるかもしれません。

写真は東豊製菓株式会社のホームページより

□特許法の教材

今から特許法を学びたい人のために教材をいくつか紹介します。まずは本です。いずれも若手の研究者が初心者にもわかりやすく書いた本です。



駒田=潮海=山根『知的財産法 I 特許法』（有斐閣、2014年）
税込 1994 円



島並=上野=横山『特許法入門』（有斐閣、2014年）税込 3672 円
ちょっと高いかな。

次は特許庁のホームページからダウンロードできる教材です。特許庁ホームページ一番上のサイト内検索欄に「初心者」と入力して検索。最初に表示される「平成 26 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト」というページの「第 1 節 特許制度の概要」を参考にしてください。「平成 27 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）」も可能であれば参加してみてください。

最後に私のホームページ (<http://www.oit.ac.jp/ip/~ootsuka/index.html>) の「資料」タブから「知的財産法概論」>「知的財産法概論（上）」で表示されるテキストを参考にしてください。これは本学情報科学部の「知的財産法概論」という授業のために作ったテキストです。

□法律の学び方

「法学入門」の授業を担当されている関堂先生のお考えもあるでしょうから、以下は私個人の考え方として理解してくださいね。

私は、まず法的なものの見方・考え方を身に付けてほしいと思います。「リーガル・マインド」とも呼ばれるものです。これは簡単には説明できないのですが、正義や衡平（バランス感覚）みたいなものです。

よく『法学入門』みたいなタイトルの教科書が売られていますが、これは授業で使用することを前提に書かれていたりしますので、難解なものが多いです。いつものように、もう少しやわらかい本を紹介します。



木村草太『キヨミズ准教授の法学入門』（星海社新書、2012年）
税込 907 円



林誠司『カリンと学ぶ法学入門』（法律文化社、2015年）税込 2376円



矢野達雄『マンガからはいる法学入門』（新日本出版社、2004年）
税込 1944円
ちょっと古いけど。

そのあとは、弁理士を目指すか、そうでないかによって法律の学び方はだいぶ変わってきます。弁理士を目指す場合は、良かれ悪しかれ受験勉強が中心ということになります。

そうでない場合は、法律が社会の中でどのように活用されているのか、またどのように活用すべきか、あるいは今の法律では問題があるのか、ではどのように変えればよいのかを考えてほしいと思います。知的財産法に関していえば、テクノロジー・ブランド・コンテンツのそれぞれの分野で知的財産法がどのような役割を果たし、またどのような問題を抱えているのかですね。

もちろん、このような問題を考えていくためには、法律や制度の基本的な知識が必要です。でも、大学での勉強が高校までの勉強と決定的に違うのは、知識を基に考える力をつけていくところなんです。これは社会に出て生きていくために絶対必要な力なんです。

知識はどんどん新しいものが必要になってきますよね。だから、新たな知識を仕入れることを怠ってはいけません。本当に大事なものは、その知識を基に自分自身で考える力を育てることなんです。がんばってください。

♥診断メーカー

特許技術を使っているかどうかですか。ちょっとわからないですね。そういえば、昔、脳内メーカーというのありましたね。

♥おすすめの原付

といっても、スクーターじゃないですよ。そうすると、新車で買えるのは、エイプ50かモンキーくらいじゃないですか。もしかして原付二種ですか。

♥卵焼き器 3000 円は高いか安い

ティファールの同じ大きさの普通のフライパンが 3500 円くらいで売られているみたいだから、特に高いというわけでもないんじゃないかなあ。

楽天市場・メーカーズショップ・リボンより

♥ラブライブ!のキャラクターで一番かわいいと思うのは

若干ついていけてませんが、マンガ・小説・アニメ・ゲームときて、今度映画が公開されるのですね。もうどっぷり著作権法の世界ですよ。映画はこのあと世界各地で公開されるみたいです。ジャパン・カルチャーすごいなあ。



で、これ（左写真、ちょっと小さいですが）のラブライブ!って、この作品のことだったんだ（写真は SUPER GT 公式サイトより）。

で、肝心の話ですが、ちょっと web へいきます。・・・あっ、ストーリーはいい感じですね。しかし、どの子も同じに見えるのは、私がおやじだからでしょうか。あえて言えば、黒髪に赤いリ

ボンの子かな。

♥SS（スーパースポーツ）派かアメリカン派かネイキッド派か

バイクは本当に趣味の乗り物だから人それぞれですよ。ということで、あくまで私の趣味でいうと、ちょびっとだけスクリーンかビキニカウルのついたネイキッド派です。カタナに長年乗ってましたゆえ。

あと、細かいことをいえば、ヘッドライトは丸か四角でないと、最近の異型ヘッドライトはちょっと。それから、メーターはアナログの2眼でないと、最近の液晶メーターはちょっと。それから、最近のバイクにありがちな、テールランプやウインカーだけがシートの下からにゅゅと出ているのもちょっと。ね、趣味の世界でしょ。

今乗りたいバイクは ZRX1200 DAEG ですが、もはや体力（とお金）がついていかないかも知れません。そうすると SR400 にスクリーンを付ける感じかな。

というわけで、おすすめバイクといわれても、皆さん自身の趣味もあるでしょうから難しいですが、私の趣味を基本にしつつバイク初心者の方におすすめするとすれば VTR です。VTR-F じゃないですよ。

♥来年免許

免許取るまで、バイク買うまで、とっってもわくわくしますね。大いに楽しんでください。

♥釣り

子供の頃は近所の池や川でフナやタイワンドジョウ（ナマズくらいでっかいドジョウ）を釣りました。たまにコイも釣れたかな。でも、大人になってからはほとんどやってないです。和歌山に住んでいる友達に連れられて、家族でサビキ釣りをしたくらいかな。釣りもはまると面白いんでしょうね。

♥健康について

私自身もその症状で苦しんだ経験があればアドバイスもできるのですが、今回書いていただいた内容については、専門のお医者さんまたは保健室に相談してくださいとしかいえません。ごめんなさい。

♥気になっている人に思いを伝えるベストな方法

もう私の頃とは時代が違いますからねえ。ちなみに、大学1年の私の娘は名前や電話番号ではなくメールアドレスを聞かれたことがあるそうです。名前や電話番号よりも教えやすいんですかね。とはいえ直球勝負か変化球で勝負かというところは昔も今も同じかな。答えになってないけど。

♥Splatoon と WiiU 本体を買うか

「買うべきか、買わざるべきか」というと「とりあえず買う」派と「とりあえず待つ」派に分かれますよね。私は、迷ったときは「とりあえず待つ」派です。一週間待ってみてやっぱりほしければ買うかな。

平成 27 年 7 月 17 日

産業社会と知的財産(第 14 回)

小テスト

学生番号： _____

氏 名： _____

Q1 知的財産権に関する手続の簡素化を目的とする条約を三つあげよ。

Q2 著作権に関する重要な条約を二つあげよ。

(自由記述欄)

産業社会と知的財産(第 14 回)

小テスト解答

Q1 知的財産権に関する手続の簡素化を目的とする条約を三つあげよ。

特許協力条約

マドリッド協定議定書

ハーグ協定のジュネーブ改正協定

Q2 著作権に関する重要な条約を二つあげよ。

ベルヌ条約

ローマ条約

- ：授業について
- △：知的財産について
- ：勉強について
- ♥：趣味について

○【重要】試験について

前回は、台風 11 号による交通機関の乱れにより大学に来ることが難しかった人も多くおられますので、試験について書いておきます。

(1) 試験では、テキスト〔上〕〔下〕のみ参照することができます。

何が書き込んであってもかまいません。

テキスト〔上〕〔下〕を持ってくるのを忘れないように！

(2) 以下の (a) ～ (c) について準備しておいてください。

(a) 選択穴埋め

テキスト〔上〕第 1 回から第 4 回、小テスト第 2 回から第 4 回

(b) 記述

我が国の高度成長期の製品の中から一つを選択

その製品の概要、その製品に興味をもった理由

テキスト〔下〕第 9 回、25 ページから 30 ページ

(c) 記述

この授業（特別講義を含む。）において採り上げた知的財産に関する「ことがら」の中から一つを選択

その「ことがら」の概要、その「ことがら」に興味をもった理由

○【重要】授業アンケートについて

前回、授業アンケートの入力をお願いするのを忘れてしまいました。7月27日(月)までに入力をお願いします。

△知的財産に関する手続の費用

著作権は、特許庁に申請しなくても作品を完成させると同時に自動的に発生しますから、これはいいですね。

そこで、特許・実用新案・意匠・商標の手続ですが、特許庁に支払わなければならない料金について特許庁がまとめたパンフレットがありますので、次のページに載せておきます (http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/pdf/panhu/industrial_pcharge.pdf)。

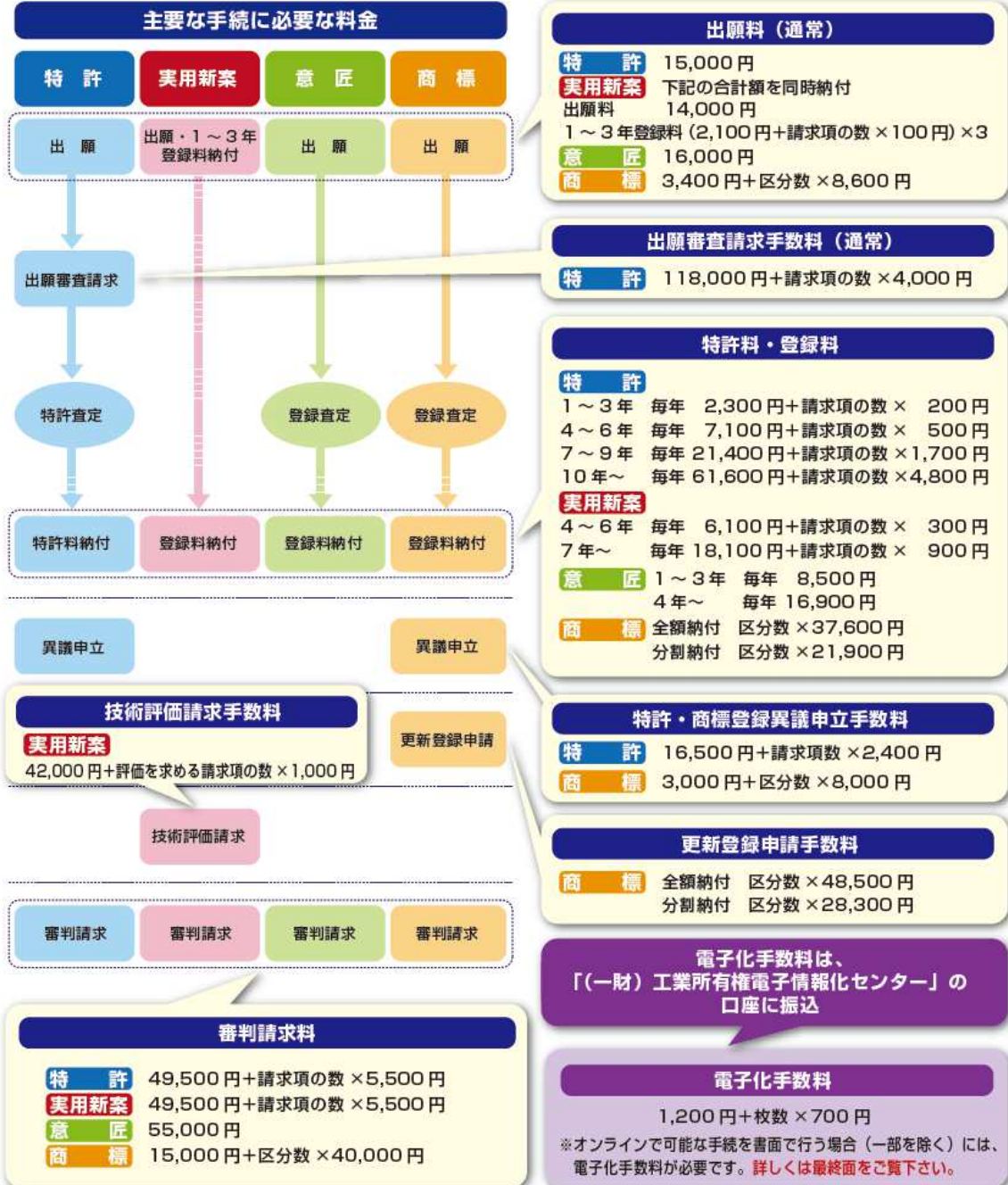
個人で手続をするのであれば、次のページの料金を特許庁に支払うだけでいいです。一方、手続を特許事務所に依頼するときは、次のページの料金に加えて特許事務所に支払う手数料が必要になります。特許事務所に支払う手数料は、依頼する手続の種類によって異なりますが、特許出願だといろいろと書類を作成しないとイケませんから 10 万円とか 20 万円とかそれ以上とか、それなりの金額になります。

産業財産権関係料金一覧

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

特許庁

主要な手続に必要な料金



平成 27 年 4 月 1 日時点の主要料金です。

その他の手続に必要な料金は、次頁以降又は特許庁ホームページの産業財産権関係料金一覧 (<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>) でお確かめください。

【お問い合わせ先】 特許庁総務部総務課調整班 Tel: 03-3581-1101 内線 2105

△手続の簡素化を目的とする三つの条約の使用言語について

(1) 特許協力条約 (特許)

日本の特許庁に日本語または英語で出願することができます。日本人であれば普通は日本語で出願するので、授業では「日本語で出願する」とお話ししました。図 57 の下の段で、出願から 30 ヶ月経過後にそれぞれの国 (図 57 では A 国とか B 国とか) に分岐するときには、例えばアメリカに分岐するときには英語に、中国に分岐するときには中国語に、それぞれ翻訳しなければなりません。

(2) マドリッド協定議定書 (商標)

授業では、「英語で出願する」とお話ししました。でも、マドリッド協定議定書は、英語、フランス語またはスペイン語のいずれかで出願できると規定しています。実は、日本の特許庁が英語による出願しか受け付けないのです。なので、授業では、「英語で出願する」とお話ししました。

(3) ハーグ協定のジュネーブ改正協定 (意匠)

ハーグ協定のジュネーブ改正協定も、英語、フランス語またはスペイン語のいずれかで出願できると規定しています。そして、日本の特許庁は、英語、フランス語またはスペイン語のいずれであっても出願を受け付けます。

実は、マドリッド協定議定書では、それぞれの国の特許庁が、英語、フランス語またはスペイン語のうちのどの言語で出願を受け付けるかを指定することができるのとされているのです。そこで、日本の特許庁は英語を指定しています。これに対して、ハーグ協定のジュネーブ改正協定には、そのような規定がありません。というわけで、日本の特許庁は、英語、フランス語またはスペイン語のいずれであっても出願を受け付けます。とはいっても、日本人ならば英語で出願するでしょうが。

それでは、なぜ、英語、フランス語またはスペイン語なのでしょう。英語は、世界共通語的な扱いだからよしとしましょうか (ただし、公用語として使用する人の人数からいくと中国語が圧倒的に第 1 位ですね。)。一方、フランス語は 17 世紀から 19 世紀のヨーロッパで最も多くの人に使用された言語でした。19 世紀の終わりごろに制定され、マドリッド協定議定書の基となったマドリッド協定の使用言語はフランス語のみでした。最後にスペイン語ですが、意外かもしれませんが、スペイン語を公用語として使用する人の人数は、英語を公用語として使用する人の人数をわずかに上回って中国語を公用語として使用する人の人数に次ぐ第 2 位なのです。大航海時代にコロンブスが中米、南米などの一部を領有したからですね。

○日本でしか特許権や商標権を取っていない商品の模倣品を中国で発売されたら

特許権については、同じ発明について中国でも特許権をとっていない限りやめさせることはできません。なので、外国でまねされないようにするためには、同じ発明を外国にも申請する必要があるんですね。商標権についても同じです。

とはいえ、たくさんの国に申請するのはとっても大変です。そこで、少しでも楽に外国に申請ができるように特許協力条約、マドリッド協定議定書、ハーグ協定のジュネーブ改正協定があるんですね。

○中国で買った iPad などの模倣品を日本に持ち込むことができるのか

個人で持ち込むぶんにはかまいません。ですが、大量に持ち込もうとすると税関でつかまります。つまり、個人がお土産品として持ち込むぶんにはいいけれど（本当はいいとはいえないけれど）、日本国内で売りさばく目的で大量に持ち込もうとするとつかまります。

□暗記が大変

勉強に限らず、何でも新しいことを始めようとするとき最初は大変ですよ。それでも、少し我慢をしつつ続けていると、あるところで一線を越えます。そうするとそのあとはがぜん楽しくなって、お母さんが「いい加減に寝なさい。」といっても「もうちょっとだけ。」といって勉強してしまうなんてことはありませんか。ギターだって、最初は難しいし面白くないけれど、指がコードを覚えてメロディが少し弾けるようになると、楽しくてたまらないということになったりしませんか。

要するに、何ごとでも取っ掛かりはちょっと大変だけど、がんばってそこを乗り越えた人には、その先の楽しい世界が見えてくるということなんだと思うのですよ。そして、楽しい世界が見えてくれば、暗記も苦にならないというか、暗記しようという意識がなくても自然と覚えている、そういう境地にいけると思います。

というわけで、最初は大変ですが、予習・復習を怠らないように、これからも授業に臨んでもらえればと思います。

♥人脈

私は、皆さんの倍以上生きてきましたから、人脈が広いというのはある意味当然ですね。そのうえで、一つだけえらそうなことを言わせてもらえるとしたら、自分のために何かをしてくれる人を探すというのではなく、その人のために私は何ができるだろうかということを思いつつ人と向き合ってください。そうすれば、人脈は自然と広がっていくのではないかなあ。

♥Z ガンダム

ガンダムシリーズは大量にありすぎてよくわかりません。去年あたりも「機動戦士ガンダムビルドファイターズ」がテレビ放映されていて、今年の秋には「機動戦士ガンダム 鉄血のオルフェンズ」っていう映画が公開されるんですよ。東京ではガンダム展も始まりました。

最初のガンダムは、70年代の終わりか80年代の始めで、私が大学に入学した頃です。その頃、私はアニメから少し遠ざかっていたかも。バリバリのガンダム世代は、私よりも少し下の世代かな。

♥ゲーム実況のチャンネル登録者数や再生回数を増やしたい

これは、私にはちょっと難しすぎる質問ですね。youtuberの一部には、何千万円って稼ぐ人もいますよね。「がんばれえ」としかいえませんが、そうやって稼ぐ人はごく一部だということも頭においてください。

♥ふられてしまった

これも人それぞれなので、私の場合はこんなだったかな。

私は、形のあるものと形のないもの、それぞれの整理をしました。形のあるものについては、おいとくものと捨てるものにわけて、おいとくものは箱に入れて押入れの奥の方に押し込みます。

形のないものについては、例えば、彼女とよくデートに出かけた場所にもう一度一人で行ってみます。そして、心の中の箱に大事なものをきちんとしまふ感じですか。一緒に見た映画なんかも同じです。レンタルで借りてきて一人で見ます。そして、心の中の箱にきちんとしまいます。ものすごくつらいですが、こうしないと終わることができなかつたです。

♥I Love You とはどういう意味か

「すべてはここから始まる」という意味ではないでしょうか。恋愛はもちろん、会社をおこすのだって、創業者には「〇〇〇の人に〇〇〇を届けたい！」という熱い思いがあつて会社をおこすのではないのでしょうか。そして、その根底にあるのは「自分じゃない誰かのために」ということだと思ふなあ。昔「I Love You からはじめよう」という歌があつたなあ (by 安全地帯)。

15回にわたりお付き合いいただきありがとうございました。皆さんが知的財産に興味をもち、もっと学びたいという気持ちがおれば、この授業の目的は達せたのではないかと思います、いかがでしたでしょうか。

私自身は、皆さんに、知的財産にとどまることなく広くいろいろなものに興味をもち、大学の中でも外でも生き生きと活動し、そしてものごとを深く考える人になってほしいと思います。

それによって「社会へ出て生きていくための”力”を身につけてほしい」と思うのです。それが、これからの長い人生を自分らしく、たくましく、幸福に生きていくための糧となります。

大学での4年間が皆さんにとって大切な宝物になることを心から祈っています。

第15回は最終回なので小テストの回答と自由記述欄の記載に対するコメントをお返しすることができません。ご了承ください。ご相談などがあれば遠慮なくメールを送るか (michihiko.otsuka@oit.ac.jp)、1号館9階の私の部屋まで遊びに来てください。お待ちしております。第15回の小テストの回答をこっそり書いておきます。

Q1 「著名人」(有名人)にはパブリシティ権が認められますが「物」には認められません。ちなみに、有名でない普通の人にもパブリシティ権は認められません。

Q2 種苗法

平成 27 年 7 月 24 日

産業社会と知的財産(第 15 回)

小テスト

学生番号： _____

氏 名： _____

Q1 「著名人」と「物」のうちパブリシティ権が認められるのはどちらですか。

Q2 植物の新品種を保護する法律は何ですか。

(自由記述欄) 最終回なのでコメントを返すことができません。ご了承ください。でも、何か書いてくれるとうれしいです。